

大蔵村地域防災計画

【風水害等対策編】

大蔵村防災会議

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的及び構成	1
第2節 本村の特質と災害要因	2
第3節 災害の想定	5
第4節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	7
第2章 災害予防計画	8
第1節 気象等観測体制整備計画	8
第2節 防災知識の普及計画	9
第3節 地域防災力強化計画	12
第4節 災害ボランティア受入体制整備計画	13
第5節 防災訓練計画	14
第6節 避難体制整備計画	15
第7節 救助・救急体制整備計画	17
第8節 火災予防計画	18
第9節 医療救護体制整備計画	19
第10節 防災用通信施設災害予防計画	20
第11節 地盤災害予防計画	21
第12節 孤立集落対策計画	23
第13節 建築物災害予防計画	24
第14節 輸送体制整備計画	26
第15節 各種施設災害予防計画	27
第1 道路施設災害予防計画	27
第2 土砂災害防止施設災害予防計画	28
第3 河川施設災害予防計画	30
第4 農地・農業用施設災害予防計画	31
第5 電力供給施設災害予防計画	32
第6 電気通信施設災害予防計画	33
第7 上水道施設災害予防計画	34
第8 下水道施設災害予防計画	36
第9 危険物等施設災害予防計画	37
第16節 食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画	38
第17節 文教施設における災害予防計画	39
第18節 要配慮者の安全確保計画	40
第3章 災害応急計画	41
第1節 応急活動体制	41
第1 災害対策本部	41
第2 職員の動員配備体制	46
第3 広域応援・受援体制	47
第4 広域避難計画	48
第5 自衛隊災害派遣計画	49
第2節 情報収集伝達計画	50
第1 通信計画	50

第2	気象情報等伝達計画	51
第3	災害情報の収集・伝達計画	57
第4	広報計画	58
第3節	避難計画	60
第4節	避難所運営計画	66
第5節	災害警備計画	67
第6節	救助・救急計画	68
第7節	消火活動計画	69
第8節	医療救護計画	70
第9節	遺体対策計画	71
第10節	交通輸送計画	72
第1	輸送計画	72
第2	道路交通計画	73
第11節	各種施設災害応急計画	74
第1	土砂災害防止施設災害応急計画	74
第2	河川施設災害応急計画	75
第3	農地・農業用施設災害応急計画	76
第4	電力供給施設災害応急計画	77
第5	ガス供給施設災害応急計画	78
第6	電気通信施設災害応急計画	79
第7	上下水道施設災害応急計画	80
第8	危険物等施設災害応急計画	81
第12節	農林水産業災害応急計画	82
第13節	生活支援計画	83
第1	食料供給計画	83
第2	給水計画	84
第3	生活必需品等物資供給計画	85
第4	保健衛生計画	86
第5	廃棄物処理計画	87
第14節	文教施設における災害応急計画	88
第15節	要配慮者の応急対策計画	89
第16節	応急住宅対策計画	90
第17節	災害救助法の適用に関する計画	91
第18節	自発的支援の受入計画	92
第4章	災害復旧・復興計画	93
第1節	民生安定化計画	93
第2節	金融支援計画	94
第3節	公共施設等災害復旧計画	95
第4節	災害復興計画	96
第5章	個別災害対策計画	97
第1節	水害対策計画	97
第1	水防管理団体等体制整備計画	97
第2	洪水予報・水防警報伝達計画	99

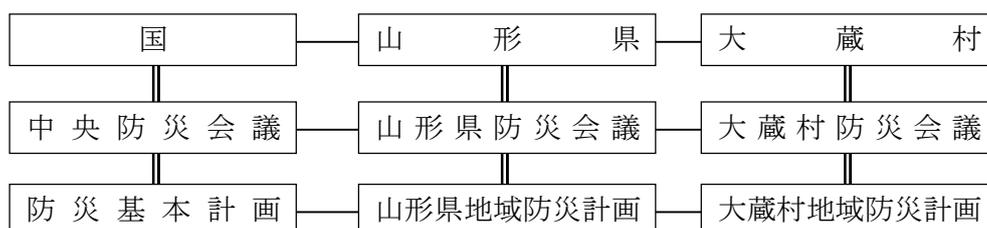
第3	水防活動計画	100
第4	応援計画	103
第2節	大規模土砂災害対策計画	104
第3節	火山災害対策計画	106
第4節	雪害対策計画	111
第1	ライフライン等確保計画	111
第2	雪崩防止計画	114
第3	住民生活の安全確保計画	117
第5節	航空機災害対策計画	118
第6節	道路災害対策計画	120
第7節	林野火災対策計画	122
第1	林野火災予防計画	122
第2	林野火災応急対策計画	125
第8節	原子力災害対策計画	127
第1	総則	127
第2	原子力災害予防計画	128
第3	原子力災害応急計画	130
第4	災害復旧計画	133

第1章 総則

第1節 計画の目的及び構成

1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第42条の規定に基づき、大蔵村防災会議が作成する計画であって、村、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、村の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、村域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。



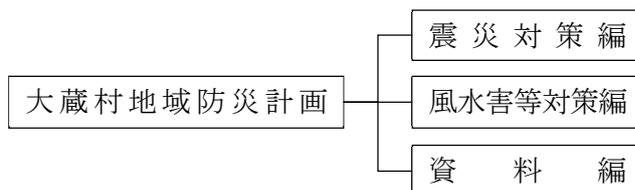
〈国、山形県及び大蔵村の防災会議並びに防災計画の体系〉

2 防災の基本理念

災害を完全に防ぐことは不可能である。そのため、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、被災しても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を講じて災害に備える。

3 計画の構成

本計画は、災害別に震災対策編、風水害等対策編で構成し、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。また、本計画に必要な関係資料等を資料編とした。



4 計画の修正

本計画は、法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、村の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに修正する。

第2節 本村の特質と災害要因

1 自然環境

(1) 地形

本村は出羽丘陵の南限に当たり、南は朝日連峰に連なっている。月山(1,984m)と葉山(1,462m)が東西方向に並び、両火山の中間に黒盛山(1,073m)、三合山(1,090m)、小岳(1,226m)、赤砂山(1,015m)、高倉山(1,054m)、虚空蔵岳(1,090m)等の1,000m級の山地がそびえている。また、大葉山(520m)、倉下山(390m)、鍋倉山(238m)等の低い丘陵が並んでおり、出羽丘陵の名残をとどめている。

月山―葉山を結ぶ稜線は、銅山川流域と寒河江川流域の分水嶺となっており、さらに西村山郡と最上郡との郡境でもある。

本地域には、いくつかの火山地形がみられる。最上台・深沢野・湯ノ台・今小屋野・塩台等には台地が発達している。これは、肘折カルデラ形成に伴って噴出した火砕流によって作られた地形である。このシラス台地は融雪期、梅雨期には土砂崩れが起きやすく、大規模な地すべり地形も多く認められる。

また、肘折カルデラ西方には、高倉山・赤砂山・大森山をとりまく範囲に大きな陥没地形がみられる。開折が進んでいるため完全な原型はみられないが、中心部に湖成層があることからカルデラと考えられる。

一方、銅山川及び最上川沿いは、低平な沖積低地となっており、その合流付近では段丘地形がみられる。

(2) 地質

本村の地質構成は、第三紀の花崗岩類、新第三紀、古期及び新期火山に大別される。

村南端から朝日岳に至る地域には、花崗岩類が分布している。その他の山地は、新第三紀の火山性岩類(集塊岩及び凝灰角礫岩)、砂岩、泥岩が分布している。一方、肘折カルデラの北側には、肘折カルデラが起源の軽石堆積物(シラス)が分布している。

(3) 気象

本村の気象は内陸性気候を示し、年間の平均気温は10℃前後になる。地形的に南部山間部と最上川、銅山川沿いに開けた北部低地部に分けられ、山間部は低地部に比べて降水量が著しく多い。

特に、南部山間地域は、最深積雪は4mを超える豪雪地帯であり、本村は特別豪雪地帯に指定されている。

(4) 火山

火山噴火予知連絡会が選定した県内の活火山(概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山)は、鳥海山、蔵王山、吾妻山及び肘折である。

村内に分布する肘折は、内径約2km、外径約3km、比高マイナス約0.2kmのカルデラであり、火砕流台地がその南方数kmと北方約8kmにかけて分布している。カルデラの形成は約1万年前であり、それ以降の噴出物を残す火山活動は確認されていない。現在、噴気活動はないが、地熱活動が継続している。

2 社会環境

(1) 人口

本村の人口は3,028人、世帯数は945世帯となっている（令和2年国勢調査）。

令和2年国勢調査での65歳以上の高齢人口は、39.2%となっており、県（33.8%）、全国（28.6%）を上回っている。

また、高齢化の進行に伴い、75歳以上の後期高齢者とともに、ねたきり高齢者や一人暮らし高齢者が着実に増加していくことが予想される。

(2) 交通

本村を南北に国道458号が通り、役場のある清水地区と肘折地区を結んでいる。

3 既往災害

本村で発生した風水害等は、次のとおりである。

〈主な風水害等の記録と被害概況〉

発生年月日	発生災害	被害状況等
1936年4月13日未明 (昭和11)	なだれ	4月13日未明、最上郡大蔵村永松鉦山に大雪崩により死者11名を出した。
1944年7月19～20日 (昭和19)	豪雨	最上地方を襲った豪雨は合量300mm以上となり、各河川の氾濫、堤防決壊、道路決壊、耕地決壊、埋没、浸水、冠水等数箇所、数10haに及び住家への浸水等甚大な損害を与えた。
1947年7月21日～23日 (昭和22)	豪雨	合計雨量300mm以上
1956年8月5日～6日 (昭和31)	豪雨	銅山川の氾濫
1966年6月28日 (昭和41)	地すべり (台風4号による豪雨)	総雨量189mm(肘折)、日雨量69mm(肘折) ・死者8名、負傷者1名(升玉地区) ・住家全壊1棟(升玉地区) ・升玉橋(永久橋)流出 ・県内被害総額554,272千円
1967年7月29日 (昭和42)	豪雨	塩部落付近に集中豪雨があり、南山地区一帯に道路の欠損、土砂崩壊等があり、特に南山小学校の体育館に被害があった。
1967年8月29～30日 (昭和42)	県南豪雨	浸水家屋21戸、田畑被害については138haの冠水等の被害があった。
1974年4月26日 15:05分頃 (昭和49)	地すべり	大蔵村赤松部落の南側の松山(標高181m)で突然山崩が発生し、長さ約200m、幅約100mにわたり、土砂15万 ³ m ³ が流出した。部落の民家や杉林を押しつぶし、大きな被害をもたらした。同夜、大蔵村に災害救助法を発動した。 「山形県災害対策本部」 49.4.26設置 49.12.21閉鎖 被害状況 ・死者17名、重軽傷13名 ・住家全壊20棟、非住家全壊8棟 ・被害総額5億22,809千円
1996年6月25日 (平成8)	地すべり	湯の台地区で大規模地すべり発生
1997年6月28日 (平成9)	洪水	最上川大洪水

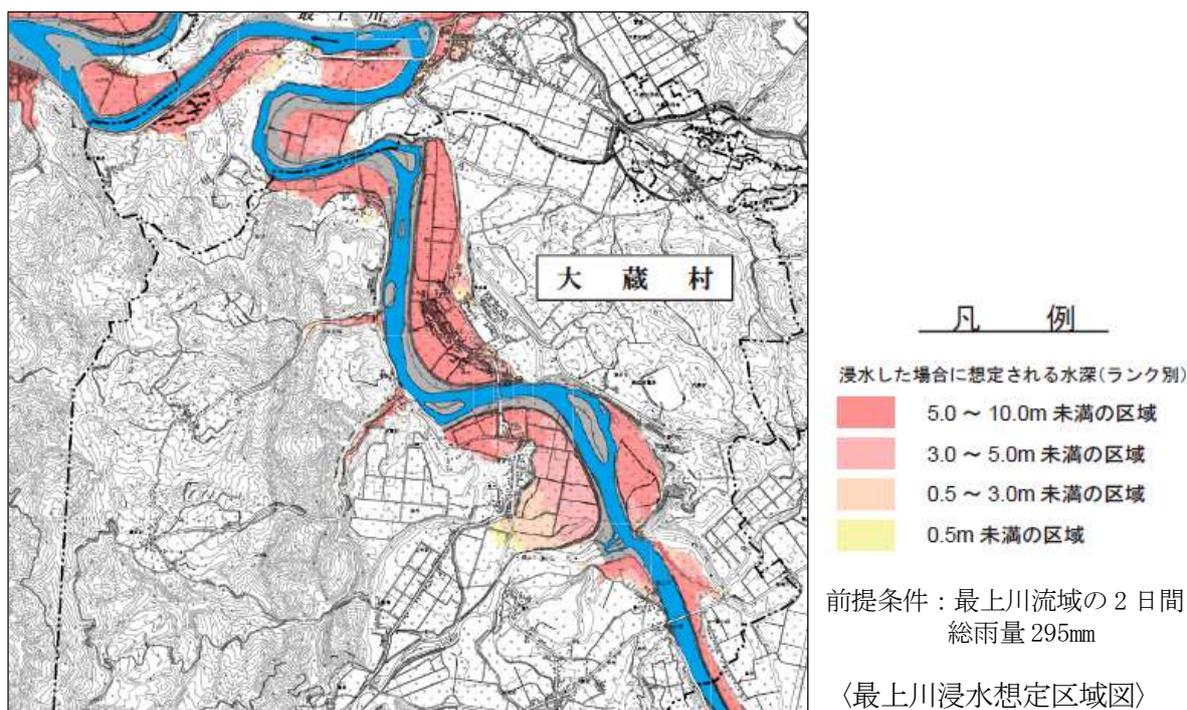
発生年月日	発生災害	被害状況等
2005年6月 (平成17)	地すべり	鳥屋森地区で大規模地すべり発生
2012年4月 (平成24)	地すべり	肘折地区で地すべり発生(一時孤立外)
2012年4月～5月 (平成24)	地すべり	平成24年3月31日、県道戸沢大蔵線の道路上に、亀裂や段差が確認され、これらの変状は時間とともに進行し、平成24年4月10日には延長100m×幅60m×深さ25mの地すべり(1次すべり)が発生し、県道の一部を崩落させ、一時的に銅山川を閉塞する事態となった。その後、逐次的に背後斜面の崩落が続き、平成24年5月6日には隣接する大蔵村村道沿いで、延長40m×幅40m×深さ7mの崩壊性地すべり(村道沿い地すべり)が発生し、下水処理場を直撃した。 続く平成24年5月13日、1次すべり背後斜面の滑動による2次すべりが、延長170m×幅60m×深さ35mの規模で発生し再び銅山川を一時に閉塞することとなった。 なお、1次すべりと2次すべりを合わせた崩落土量は、国土交通省新庄河川事務所の試算によると約13万m ³ とされている。
2013年2月25日 (平成25)	豪雪	肘折で414cm
2013年7月17～18日 (平成25)	集中豪雨	最上川、銅山川(肘折水上り、稲沢・作の巻・藤田沢・桂孤立)
2016年8月～9月 (平成28)	台風	赤松川氾濫 避難勧告発令 (国・県・村道多数通行止め)
2018年5月18日～19日 (平成30年)	集中豪雨	避難場所開設(避難者15人)
2018年8月5日～6日 (平成30年)	集中豪雨	大石田畑線、戸沢大蔵線、国道458号等で土砂崩れ発生、通行規制、桂・藤田沢孤立、床下浸水2棟(清水)
2018年8月30日 (平成30年)	集中豪雨	村内全域1,005世帯3,222人へ避難勧告発令、国道458号で土砂崩れ、大石田畑線が冠水
2018年2月13日 (平成31年)	豪雪	アメダス肘折の観測開始以降の最深積雪 極値:445cm
2019年10月12日～13日 (令和元年)	台風	肘折で12時間降水量168.5mmを観測 大石田畑線冠水、国道458号路肩欠損で全面規制
2020年7月28日～29日 (令和2年)	集中豪雨	肘折地域気象観測所における28日の最大1時間降水量36mm、26日16時～29日12時までの降水量216.5mmを観測した。 肘折地区で銅山川、白須賀地区で最上川が氾濫し、比良・白須賀・稲沢で家屋の浸水、南山・肘折等で護岸、道路に被害が発生した。また、南山の発電所付近では大規模な地すべりが発生した。 被害住家は半壊9棟、床下浸水31棟(令和3年7月26日現在)、被害額は農林関係が1億2107万円、ライフライン関係が3億8540万円にのぼった。

第3節 災害の想定

1 風水害

(1) 河川の氾濫

国は、最上川について、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域やその浸水による水深を表示した浸水想定区域図を公表している。この最上川の氾濫及びその他中小河川の氾濫や、局地的に発生する内水氾濫を計画の前提とする。



(2) 竜巻等の激しい突風

近年、全国で竜巻等の激しい突風や旋風により局地的な被害が発生しており、これを想定災害として位置づける。

2 土砂災害

本村は、肘折カルデラ形成に伴う火山灰（シラス）が堆積した丘陵地からなり、融雪期や大雨により地すべりが発生している。このような地すべりによる災害を計画の前提とする。さらに、急傾斜地での崩壊や溪流での土石流等の発生等の土砂災害も計画の前提とする。

3 火山災害

本村周辺には、鳥海山、蔵王山、吾妻山等の活火山があるが、各火山のハザードマップでは、噴火に伴う噴石、火砕流等の影響範囲には入っていない。しかし、風向によっては、噴火に伴う降灰の影響があることが想定される。

肘折については、活火山に位置づけられているが、約1万年前のカルデラ形成以降、噴出物を残す火山活動は確認されていないため、地熱活動等を注視する。

4 雪害

本村は、国により特別豪雪地帯に指定されており、大雪に伴う積雪害及び雪崩等を計画の前提とする。

5 事故災害

航空災害、鉄道災害、道路災害、林野火災及び原子力災害等を想定する。

第4節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

震災対策編第1章第4節「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務大綱」を準用する。

第2章 災害予防計画

第1節 気象等観測体制整備計画

災害発生時における迅速な初動態勢の構築に資するため、村及び防災関係機関が整備する気象等観測体制について定める。

村	危機管理室
関係機関	山形地方気象台、県

1 村の気象観測体制

村は、村庁舎及び学校等において気温、湿度、雨量、降雪量及び積雪深等を随時観測し、災害が発生した場合の応急対策を実施する際のデータとして活用する。

2 観測体制の充実

山形地方気象台は、予報の精度を高め、局地的予報を的確に行い、時期を失することなく防災気象情報（気象・地象・水象に関する予報・警報や情報。以下同じ）を発表できるよう、自然現象の観測及び予報に必要な施設・設備の整備、特に観測施設の整備・維持及び観測資料等の収集・整理、情報処理・通信システムの整備・充実、防災気象情報の発表及び伝達体制の構築に努める。

各機関は、自動観測装置や遠隔監視システムの導入等、観測体制の充実・強化及び観測施設の信頼性の確保を図るとともに、観測情報を相互に提供できるシステムの構築を推進するよう努める。

また、防災や観測成果の公表を目的として気象観測施設を設置した時は、設置の日から30日以内に山形地方気象台長に届け出る。観測精度を維持するため、気象観測に用いる気象測器は気象業務法で定める技術上の基準に従い、検定に合格したものを使用する。

なお、山形地方気象台は必要に応じ、観測の実施方法について指導することや、気象観測の成果について報告を求めることができる。

第2節 防災知識の普及計画

災害時応急対策の主体となる職員に行う防災教育及び地域住民の防災意識の向上を図るために行う防災知識の普及・啓発について定める。

村	危機管理室、総務課、産業振興課、教育課、大蔵村診療所
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部、大蔵村消防団

1 職員に対する教育

震災対策編第2章第3節「1 職員に対する教育」を準用する。

2 一般住民に対する防災知識の普及

村は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を得る。

また、災害発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災訓練や啓発活動等を通して、防災に関する知識の普及・啓発を図る。

なお、国、県及び村は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクに関する情報の提供に努めるとともに、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組みを推進する。

(1) 普及・啓発の内容

気候変動の影響と考えられる異常気象に伴う災害が増加していることを踏まえ、普及・啓発の内容は、次のとおりである。

ア 災害への備えについての啓発事項

(ア) 住宅の安全点検

(イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄（ローリングストック法の活用※）

※普段の生活で消費する食品及び生活必需品を少し多めに買って置き、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法

(エ) 自動車へのこまめな満タン給油

(オ) 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄

(カ) 家族が服用している医薬品の情報等の把握

(キ) ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等）

(ク) 水害保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

(ケ) 県の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握

(コ) マイ・タイムライン（個人の防災行動計画）の作成

イ 災害予想区域図の周知

村は、国及び県と連携し、想定される被害の危険区域及び指定緊急避難場所、避難経路等

を示した災害予想区域図（ハザードマップ）の作成に努め、住民等に周知する。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

また、居住する地域の災害リスク、住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動及び適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

ウ 災害発生後の行動等についての啓発事項

(ア) 特別警報・警報・注意報発表時、避難指示等発令時にとるべき行動

(イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動

(ウ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の風水害のおそれのない適切な避難場所、避難経路

(エ) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

(オ) 応急救護の方法

(カ) 通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）

(キ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮

(ク) ライフライン途絶時の対策

(ケ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮

(コ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

(サ) 生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等）

(2) 普及・啓発の方法

普及・啓発の方法は、次のとおりである。

ア 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用

イ 防災ビデオの利用

ウ 広報車の利用

エ 講演会、講習会の実施

オ 防災訓練の実施

また、地域における自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動及び消防本部で実施する応急手当講習会等、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通じて普及・啓発を図るとともに、防災担当と福祉担当の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

また、適切な避難場所、避難経路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・解放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(3) 社会教育を通じての啓発

村は、社会教育関係団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図る。

3 事業所等に対する防災知識の普及

前項の内容及び震災対策編第2章第3節「3 事業所等に対する防災知識の普及」を準用する。

4 学校教育における防災教育

村は、地域の防災力を高めるため、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図る。

また、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

その他、震災対策編第2章第3節「4 学校教育における防災教育」を準用する。

5 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

震災対策編第2章第3節「5 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育」を準用する。

6 洪水予報等河川に指定されていない中小河川における対策

村長は、洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する又は特別警戒水位に到達した旨の周知を行う河川として指定した河川に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、水位情報や浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

第3節 地域防災力強化計画

大規模災害が発生した場合に被害の拡大を防ぐためには、村はもとより消防団、地域住民、事業所等の災害時における迅速かつ的確な行動が重要である。このため、地域、事業所等における自主的な防災組織の育成・整備等、地域防災力の強化方策について定める。

村	危機管理室、産業振興課
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部、大蔵村消防団

1 自主防災組織の育成

震災対策編第2章第4節「1 自主防災組織の育成」を準用する。

2 企業（事業所）等における防災の促進

企業等は、豪雨や暴風等で屋外移動が危険な状況であるときに、従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業等、不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

その他、震災対策編第2章第4節「2 企業（事業所）等における防災の促進」を準用する。

第4節 災害ボランティア受入体制整備計画

大規模災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等に、重要な役割を担うことが期待される災害ボランティアについて、県及び村等が実施する受入体制及び活動環境の整備について定める。

村	危機管理室、健康福祉課
関係機関	県、大蔵村社会福祉協議会

1 ボランティアの定義と位置づけ

震災対策編第2章第5節「1 ボランティアの定義と位置づけ」を準用する。

2 一般ボランティアの役割及び受入体制の整備

震災対策編第2章第5節「2 一般ボランティアの役割及び受入体制の整備」を準用する。

3 専門ボランティアの役割及び受入体制の整備

震災対策編第2章第5節「3 専門ボランティアの役割及び受入体制の整備」を準用する。

4 活動環境の整備

震災対策編第2章第5節「4 活動環境の整備」を準用する。

第5節 防災訓練計画

災害発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するため、村、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災訓練について定める。

村	危機管理室、教育課
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部、大蔵村消防団

1 村の防災訓練の実施

震災対策編第2章第6節「1 村の防災訓練の実施」を準用する。

2 隣接市町村等が実施する防災訓練への参加

震災対策編第2章第6節「2 隣接市町村等が実施する防災訓練への参加」を準用する。

3 防災関係機関の防災訓練

震災対策編第2章第6節「3 防災関係機関の防災訓練」を準用する。

4 学校の防災訓練

水害・土砂災害のリスクがある学校においては、毎年、梅雨や台風の時期を迎える前までを目途に、防災訓練と合わせた防災教育を実施するよう努める。

村及び関係機関は、学校における防災訓練等について、必要に応じて助言等を行う。

その他、震災対策編第2章第6節「4 学校の防災訓練」を準用する。

5 防災上特に注意を要する施設における防災訓練

震災対策編第2章第6節「5 防災上特に注意を要する施設における防災訓練」及び風水害等対策編第5章第1節第1「水防管理団体等体制整備計画」を準用する。

6 訓練結果の評価・総括

震災対策編第2章第6節「6 防災訓練の評価・総括」を準用する。

第6節 避難体制整備計画

災害は、二次災害と相まって大規模かつ広域的になるおそれがあることから、地域住民等を安全な場所に計画的に避難させるために、主に村が実施する避難体制の整備について定める。

村	危機管理室、住民税務課、健康福祉課、教育課、大蔵村診療所
関係機関	

1 避難場所及び避難所の指定と事前周知

震災対策編第2章第7節「1 避難場所及び避難所の指定と事前周知」を準用する。

2 避難指示等発令判断基準の明確化

(1) 避難指示等のマニュアル作成

村は、災害時に適切に避難指示等を発令できるよう、最上川のタイムライン（災害時行動計画）、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」を参考に、あらかじめ明確な基準の設定に努める。

また、避難指示等の発令判断、伝達を適切に実施するため、判断基準や伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

(2) 全庁をあげた体制の構築

村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担する等、全庁をあげた体制の構築に努める。

(3) 国や県との連携

村は、避難指示等の発令及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、国（新庄河川事務所及び山形地方気象台）又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

(4) 避難指示等の発令・伝達体制の整備

村は、迅速・的確な避難実施が行えるよう、次の事項についてあらかじめ体制を整備する。

ア 村長が不在時の発令代行の順位

イ 発令の判断に必要な気象情報等の確実な入手体制の整備

ウ 災害種別に応じた避難所等・避難経路の事前の選定

3 指定避難所等に係る施設、設備・資機材等の整備

震災対策編第2章第7節「3 指定避難所等に係る施設、設備・資機材等の整備」を準用する。

4 避難行動要支援者の避難支援計画

震災対策編第2章第7節「4 避難行動要支援者の避難支援計画」を準用する。

5 避難誘導體制の整備

村は、避難指示等が発令された場合に住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導體制を

整備する。

特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等多様な主体の連携や協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努め、情報伝達体制や避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

村は、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

なお、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等、やむを得ないと住民自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全の確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

6 防災上特に注意を要する施設の避難計画

(1) 多数の要配慮者が利用する施設

学校、保育所、医療施設及び社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定する。

また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に際しては、村及び県が連携し、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して確実に計画を作成するよう指導する。

村及び県は、避難確保計画等について定期的に確認するとともに、避難訓練の実施を含めて必要な支援や働きかけを行う。

ア 防災情報の入手体制

イ 村指定の避難所等及び避難経路の確保並びに避難誘導及びその指示伝達の方法

ウ 自力避難の困難な避難行動要支援者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等の協力体制

エ 集団的に避難する場合の保健衛生対策及び給食の実施方法

オ 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法

(2) 不特定多数の者が利用する施設

不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、次の事項を考慮し避難計画を策定しておく。

ア 施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達

イ 利用者の施設外への安全な誘導

ウ 避難所等に係る村との事前調整

(3) 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の情報提供等

村は、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設であって、洪水時等にその利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、村の地域防災計画にその名称及び所在地を定め、警戒避難体制の確立等、防災体制の整備に努める。

村は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援し、村長は、必要な指示をすることができる。

なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、村長はその旨を公表することができる。

7 福祉避難所の指定

震災対策編第2章第7節「7 福祉避難所の指定」を準用する。

第7節 救助・救急体制整備計画

災害による多数の被災者を迅速かつ的確に救出・救助するため、防災関係機関が連携して実施する初期活動から救急搬送までの活動体制の整備について定める。

村	危機管理室、大蔵村診療所
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部、大蔵村消防団

1 自主防災組織の対策

震災対策編第2章第8節「1 自主防災組織の対策」を準用する。

2 村及び消防機関の対策

震災対策編第2章第8節「2 村及び消防機関の対策」を準用する。

第8節 火災予防計画

火災発生 of 未然防止と被害の軽減を図るために、村、消防団、消防本部等が実施する火災予防体制の整備等について定める。

村	危機管理室
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部、大蔵村消防団

1 消防団活動体制の整備・強化

震災対策編第2章第9節「1 消防団活動体制の整備・強化」を準用する。

2 出火防止

震災対策編第2章第9節「2 出火防止」を準用する。

3 消防用設備等の適正な維持管理指導

震災対策編第2章第9節「3 消防用設備等の適正な維持管理指導」を準用する。

4 初期消火体制の強化

震災対策編第2章第9節「4 初期消火体制の強化」を準用する。

5 消防施設等の整備

震災対策編第2章第9節「5 消防施設等の整備」を準用する。

第9節 医療救護体制整備計画

大規模災害時に発生する多数の傷病者等に対して、困難な条件の下で適切な医療を提供するため、県、村、医療関係機関が実施する医療救護体制の整備について定める。

村	危機管理室、大蔵村診療所
関係機関	(一社)新庄市最上郡医師会、(一社)山形県歯科医師会新庄地区、新庄最上薬剤師会

1 医療関係施設の役割

震災対策編第2章第10節「1 医療関係施設の役割」を準用する。

2 医療関係施設の整備等

震災対策編第2章第10節「2 医療関係施設の整備等」を準用する。

3 医療救護活動体制の整備

震災対策編第2章第10節「3 医療救護活動体制の整備」を準用する。

4 医療資器材供給等体制の整備

震災対策編第2章第10節「4 医療資器材供給等体制の整備」を準用する。

第10節 防災用通信施設災害予防計画

村及び防災関係機関が、災害発生時の通信手段確保のために実施する通信施設の災害予防対策について定める。

村	危機管理室
関係機関	

1 防災行政無線等の整備拡充

震災対策編第2章第12節「1 防災行政無線等の整備拡充」を準用する。

2 通信施設の予防措置

震災対策編第2章第12節「2 通信施設の予防措置」を準用する。

3 通信機器の配備・活用

震災対策編第2章第12節「3 通信機器の配備・活用」を準用する。

第11節 地盤災害予防計画

がけ崩れや地すべり等に起因する土砂災害の未然防止と、被害の軽減を図るために、県及び村等が実施する災害予防対策について定める。

村	危機管理室、地域整備課
関係機関	新庄河川事務所、山形森林管理署最上支署、県

1 土砂災害警戒区域の調査・周知

震災対策編第2章第13節「1 土砂災害警戒区域の調査・周知」を準用する。

2 山地災害危険地区の調査・周知

震災対策編第2章第13節「2 山地災害危険地区の調査・周知」を準用する。

3 防災体制の整備

(1) 連携体制の強化

村は、自主防災組織の育成と活動の支援に努め、緊急時における連携体制を強化する。

(2) 情報伝達体制の整備

村は、土砂災害からの早期の警戒避難を的確に実施するため、情報の提供、収集及び伝達に係る施設の整備や、通報・周知・伝達体制を整備する。

また、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を県、国と相互に伝達する体制の整備に努める。

村は、大雨時等の防災行政無線の聴取困難性等を考慮して、警戒避難に係る情報が具体的かつ確実に伝達できる体制を整備する。

(3) 警戒避難体制の整備

村は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定された区域ごとに次に掲げる事項について定める。また、その内容をハザードマップに掲載し住民に周知する。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

(ア) 情報の収集

住民は、テレビ、ラジオ、ウェブサイト等から収集する。

(イ) 住民への伝達

村は、防災行政無線、緊急速報メール、広報車等で伝達する。

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

災害種別に応じて、ハザードマップに記載されている避難施設等に基づき避難を実施する。

ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

自主防災組織と連携して避難訓練を定期的実施する。

エ 土砂災害警戒区域内に、要配慮者利用施設がある場合、これらの施設の名称及び所在地資料編に記載する。

オ 救助に関する事項

消防署及び消防団が実施する。内容は、第3章第6節「救助・救急計画」を参照のこと。

カ その他必要な警戒避難体制に関する事項

また、土砂災害警戒区域内に、要配慮者利用施設がある場合、施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。なお、伝達に関する事項は、第3章第3節「避難計画」を参照のこと。

さらに、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じる。

なお、避難場所及び避難経路を選定する際は、土砂災害の危険性及び二次災害の防止に配慮する。

4 国土保全事業の推進

(1) 法指定の促進等

国及び県は、国土を保全し、土地利用の適正化と土砂災害対策の推進を図るため、危険箇所の法指定を促進する。

(2) 治山事業等の促進

国及び県は、相互に調整を図り、地域の防災対策の推進に配慮しながら、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり防止対策事業等の国土保全事業を計画的に推進する。

(3) 緊急用資機材の確保

村は、発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するため、必要な資機材を確保し緊急時に備える。

5 災害防止に配慮した土地利用の誘導

震災対策編第2章第13節「5 災害防止に配慮した土地利用の誘導」を準用する。

第12節 孤立集落対策計画

土砂災害等による交通途絶により孤立するおそれのある集落について、孤立予防対策を推進するとともに、孤立した際の救援が届くまでの自立を前提に、食料等の物資や通信機器類等の防災資機材の備蓄を進め、防災体制の整備を行うことを定める。

村	危機管理室、地域整備課
関係機関	県

1 孤立するおそれのある集落の把握

震災対策編第2章第14節「1 孤立するおそれのある集落の把握」を準用する。

2 防災資機材等の整備

震災対策編第2章第14節「2 防災資機材等の整備」を準用する。

3 孤立予防対策の推進

震災対策編第2章第14節「3 孤立予防対策の推進」を準用する。

4 防災体制の整備

震災対策編第2章第14節「4 防災体制の整備」を準用する。

第13節 建築物災害予防計画

災害による建築物災害の未然防止と被害の軽減が図られるよう、庁舎、医療機関及び学校等の防災上重要な公共建築物、一般建築物等の不燃性の強化等を促進するために、県及び村等が実施する災害予防対策について定める。

村	総務課、地域整備課
関係機関	県、最上広域市町村圏事務組合消防本部

1 建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火性・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

そのため、県及び村は、新築及び増改築等建築物について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物についても、次により改善指導を推進する。

(1) 既存建築物に対する改善指導

県及び村は、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の安全性確保と施設の改善を指導する。

(2) 防火対象物定期点検報告制度等の実施指導

村及び消防本部は、防火対象物で一定規模以上の収容人員のあるもの、又は特定の防火対象物（不特定多数の者が利用するもの）のうち一定の基準に適合するものには、防火対象物定期点検報告制度（セイフティマーク）等に基づく点検報告を実施させることにより、利用者の安全を確保する体制を確立する。

2 建築物の災害予防対策の推進

(1) 防災活動拠点となる公共建築物の災害予防対策

村庁舎、診療所、避難収容施設、社会福祉施設等は、防災活動の拠点として重要な機能を担うことから、次の対策を推進する。

ア 建築物の安全性の確保

施設設置者は、各種法令により規定されている技術基準を遵守するとともに、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努める。

イ 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- (ア) 配管設備類の固定強化
- (イ) 非常用電源の基本能力の確保
- (ウ) 飲料水の基本水量の確保
- (エ) 消防防災用設備等の充実
- (オ) 情報・通信システム等の安全性能の向上等

ウ 維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努める。

特に、建築基準法第12条第2項、4項に基づく建築物・建築設備等の定期点検を徹底する。

(2) 一般建築物の災害予防対策

県及び村は、建築物等の安全性を確保するために、次の留意事項により指導等を行う。

ア 著しく劣化している建築物の安全性の確保

防災パトロール等の機会を利用した防災点検の必要性の啓発

イ 落下物等による災害の防止

建築物から外れやすい窓・戸及び看板類等の落下物並びに断線等による災害を防止するための安全性の確保の指導・啓発

ウ 水害常襲地の建築物における耐水化

床上浸水等の災害を回避するため、予想される水位以上の盛土・基礎高の確保、又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導

第14節 輸送体制整備計画

災害発生時の応急対策活動に必要な物資等の緊急輸送を円滑に実施するために、県、村等が実施する輸送体制の整備について定める。

村	総務課、危機管理室、地域整備課
関係機関	県、新庄警察署

1 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検

震災対策編第2章第16節「1 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検」を準用する。

2 緊急輸送道路ネットワークの設定

震災対策編第2章第16節「2 緊急輸送道路ネットワークの設定」を準用する。

3 物資輸送拠点の選定

震災対策編第2章第16節「3 物資輸送拠点の選定」を準用する。

4 臨時ヘリポートの設定

震災対策編第2章第16節「4 臨時ヘリポートの設定」を準用する。

5 緊急輸送用車両等の確保・整備

震災対策編第2章第16節「5 緊急輸送用車両等の確保・整備」を準用する。

6 緊急通行車両確保のための事前対策

震災対策編第2章第16節「6 緊急通行車両確保のための事前対策」を準用する。

第15節 各種施設災害予防計画

第1 道路施設災害予防計画

災害による道路の被害を未然に防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急対策活動が円滑に実施できるようにするために、これら交通施設の管理者が実施する災害予防対策について定める。

村	地域整備課
関係機関	県、新庄警察署、最上広域市町村圏事務組合消防本部

震災対策編第2章第17節「第1 道路施設災害予防計画」を準用する。

第2 土砂災害防止施設災害予防計画

がけ崩れや地すべり等に起因する土砂災害の未然防止と被害の軽減を図るため、治山・砂防施設の維持管理を強化するとともに、応急復旧対策が円滑に実施できるようにするために、国や県等が実施する災害予防対策について定める。

村	地域整備課、産業振興課
関係機関	山形森林管理署最上支署、新庄河川事務所、県

1 各施設に共通する災害予防対策

土砂災害防止施設の管理者は、次により共通的な災害予防対策を講じる。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理がとれるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

(2) 情報管理手法の確立

各施設の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害発生時における施設の被害状況を把握するためのシステムを整備する。

(3) 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の施設整備等に努める。

(4) 施設の修繕、補強

施設の破損、機能低下又は老朽等により障害が生じた場合は、補修、修繕又は補強工事等を実施し、施設の維持及び機能の回復を図る。

(5) 応急復旧用資機材の確保

関係機関及び団体等から支援や協力が得られるよう、あらかじめ協定を締結しておく等、災害発生時に必要な応急復旧用資機材を確保する体制の整備に努める。

(6) 災害危険地区の調査及び周知

山地災害、地すべり等に関する危険地区を定期的に調査し、災害危険箇所について関係市町村を通じ住民へ周知する。

2 治山施設等の災害予防対策

国及び県は、次により山地、治山の災害予防対策を講じる。

(1) 保安林の指定及び整備

ア 森林の維持造成を通じ災害に強い県土づくりを推進し、山地に起因する災害を防止するため、重要な森林を保安林に指定するとともに指定保安林の保全に努める。

イ 地域森林計画に基づき、指定目的に即した保安林の整備を計画的に推進するとともに、保安林の質的な向上に努める。

(2) 治山施設の整備

山地災害危険地区において、危険度を把握するために定期的に点検・調査を実施する。危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、森林整備保全事業計画、地域森林計画及び国有林の地域別森林計画に基づいて、治山施設及び地すべり防止施設の整備を計画的に進める。

特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備等の対策を推進する。

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策等を複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するよう努める。

(3) 林道施設の整備

森林整備保全事業計画、地域森林計画及び国有林の地域別森林計画に基づき、災害発生時に孤立するおそれのある集落の避難・迂回路として、連絡線形となるような林道を整備する。また、避難広場等の防災安全施設の設置についても併せて検討する。

(4) 山地防災ヘルパーの資質の向上

山地災害危険地区の点検調査並びに災害発生時における被害情報等の収集及び支援活動等の充実を図るため研修等を行い、山地防災ヘルパーの資質向上に努める。

3 砂防設備等の災害予防対策

国及び県は、次により砂防設備等の災害予防対策を講じる。

(1) 砂防関係法指定地等の管理強化

砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域内の砂防設備等について、砂防指定地台帳、地すべり防止区域台帳及び急傾斜地崩壊危険区域台帳を作成し、現地の状況等を正確に把握、整理分析するとともに巡視員等による区域内の監視を強化するとともに、標識の設置等により法指定地区域における制限行為の周知徹底を図る。

また、砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域内に設置した砂防設備等の老朽化による破損や機能低下に対しては、砂防設備等の機能保全計画を定め、計画的に補修・補強を行い機能低下が生じないよう適切な維持管理に努める。

(2) 砂防設備の整備

砂防設備等については、再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所や、要配慮者利用施設等があるため対策を要する箇所を優先的に整備する。

また、土砂・流木による被害の危険性が高い箇所においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防えん堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。

(3) 地すべり防止施設の整備

ア 地すべり防止区域内の禁止及び制限行為の監視を強化するとともに、防止施設の点検を定期的に実施し、必要に応じ修繕等を行う。

イ 再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所から優先的に実施するものとし、表面水、浸透水及び地下水の排除や抑止杭の設置等により防止工事を進める。

(4) 急傾斜地崩壊防止施設の整備

再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所や、要配慮者利用施設等があるため対策を要する箇所を優先的に整備する。

(5) 砂防ボランティア活動との連携

砂防設備等の異常、土砂災害に関する情報を随時的確に把握できるよう、砂防ボランティア活動との連携体制を整備し、情報収集体制を強化する。

第3 河川施設災害予防計画

被害の発生を防止し、発生した被害の拡大を防ぐとともに、応急復旧対策の円滑な実施を可能にするために、国及び県等が実施する災害予防対策について定める。

村	危機管理室、地域整備課
関係機関	新庄河川事務所、県

1 各施設に共通する災害予防対策

河川施設の管理者は、次により共通的な災害予防対策を講ずる。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保できるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

(2) 情報管理手法の確立

各施設の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害発生時における施設の被害状況を把握するためのシステムの整備を検討する。

(3) 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常が発見された場合は早期に整備する等、施設の正常機能を維持するよう努める。

(4) 施設の構造強化

構造に関する各種基準を満たさない管理施設（建築物、土木構造物、防災関係施設等）の構造を強化する。

(5) 応急復旧用資機材の確保

関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等、災害発生時に必要な応急復旧用資機材を確保する体制の整備に努める。

2 河川構造物の災害予防対策

河川管理者は、次により河川構造物の災害予防対策を講じる。

(1) 堤防等河川構造物の点検及び整備による安全性の確保

河川管理施設の点検を実施し、安全性の確保を図るとともに、重要水防箇所や治水上改修が必要な箇所の整備を推進する。

(2) 占用施設における管理体制整備

橋梁、排水機場及び頭首工等の占用施設について、災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作マニュアルの作成及び関係機関との連絡体制の確立等管理体制の整備、徹底を図る。

(3) 防災体制等の整備

県は、河川、ダム情報等のテレメーターシステムを整備し、出水時における的確な情報収集と迅速な対応ができるよう体制を整備する。また、災害発生後の復旧活動に伴う多種多様な河川区域使用の要請に対する基本的な対応方針を定めておく。

県及び村は、中小河川における水位を把握できるよう水位観測施設の設置等について連携を図る。

村は、洪水予報等の伝達方法及び円滑な避難を確保する上で必要な事項を地域防災計画に定めるほか、洪水ハザードマップの作成・周知に努める。

第4 農地・農業用施設災害予防計画

農地・農業用施設の被害を防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急復旧対策活動が円滑に実施できるようにするために、県や村等が実施する災害予防対策について定める。

村	産業振興課
関係機関	県

1 各施設に共通する災害予防対策

農地・農業用施設の管理者は、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作・点検マニュアルの作成、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

(2) 情報管理手法の確立

農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

(3) 施設の点検

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平常時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

(4) 風水害対策の強化

各施設については、所定の洪水量等に対応した整備を図る。

(5) 復旧資機材等の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、建設業協会等民間団体の協力を得て、必要な復旧資機材等の確保に努める。

2 農道施設の災害予防対策

県は、村や土地改良区等に対し、その管理する農道について、降雨等による被害が予想される法面崩壊、土砂崩壊及び落石等に対する防止工の設置と、老朽化した安全施設の計画的な更新・整備を指導する。

3 用排水施設の災害予防対策

主要な頭首工、樋門、樋管及び揚排水機場等は、洪水量等を考慮して設計・施工されている。用排水施設の管理者は、それが不十分な施設については、河川砂防技術基準等に基づき適切な機能が確保されるよう整備を図る。

4 ため池施設の災害予防対策

ため池の所有者等は、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、ため池の規模、構造等を内容とする届出を行う。老朽化の著しいもの及び洪水吐機能の不足するものについて現地調査を行い、施設の監視・管理体制の強化を図るとともに、危険度の判定結果に基づいた計画的な施設の改善を行う。

第5 電力供給施設災害予防計画

災害による電力供給施設の被害を軽減し、又は速やかな復旧措置による電力供給ライン確保のために、電気事業者（東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社）が実施する災害予防対策について定める。

なお、県は、県地域防災計画において、東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社の行動、措置を以下のように定めている。

村	
関係機関	東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社

1 防災体制の整備

震災対策編第2章第17節第5「1 防災体制の整備」を準用する。

2 防災関係機関との連携

震災対策編第2章第17節第5「2 防災関係機関との連携」を準用する。

3 広報体制の確立

震災対策編第2章第17節第5「3 広報体制の確立」を準用する。

4 電力設備の災害予防対策

震災対策編第2章第17節第5「4 電力設備の災害予防対策」を準用する。

5 災害対策用資機材等の整備

震災対策編第2章第17節第5「5 災害対策用資機材等の整備」を準用する。

第6 電気通信施設災害予防計画

電気通信事業の公共性に鑑み、電気通信事業による通信を災害発生時においても可能な限り維持し、重要通信を疎通させるよう、電気通信事業者が実施する災害予防対策について定める。

村	
関係機関	東日本電信電話株式会社

1 防災体制の整備

震災対策編第2章第17節第6「1 防災体制の整備」を準用する。

2 広報体制

震災対策編第2章第17節第6「2 広報体制」を準用する。

3 電気通信施設の災害予防対策

震災対策編第2章第17節第6「3 電気通信施設の災害予防対策」を準用する。

4 災害対策用資機材等の確保と整備

震災対策編第2章第17節第6「4 災害対策用資機材等の確保と整備」を準用する。

第7 上水道施設災害予防計画

災害が発生することを想定し、水道の減断水を最小限にとどめるために、村が実施する災害予防対策について定める。

村	地域整備課
関係機関	

1 防災体制の整備

村は、次により防災体制の整備を行う。

(1) 組織体制の確立

災害発生時に上水道施設の復旧に直ちに着手できるよう、所要の組織体制ごとに体制の整備を図る。

(2) 応急対策マニュアルの策定

迅速かつ適切な応急対策を実施できるよう、応急給水・応急復旧マニュアル及び手順書を策定する。

(3) 職員に対する教育及び訓練

ア 研修会、講習会等を計画的に開催し、災害による被害の調査能力、復旧計画の立案能力、災害現場における復旧施工等の現場技術等を向上させ、熟達した技術者の養成・確保に努める。

イ 緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、総合的な防災訓練並びに情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練及び応急復旧訓練等の個別の訓練を実施する。

(4) 管理図面及び災害予防情報の整備

他部署及び他事業体の応援者等が迅速に応急活動を実施できるよう、基本的な水道システム図、施設図及び管略図並びに拠点給水地、指定避難地及び想定避難者数等の情報を盛り込んだ応急復旧用図面等を整備する。

(5) 関係機関との連携及び連絡調整

災害時相互応援協定により応援体制を整備するほか、応急対策用車両を緊急用車両として通行できるよう警察署と事前調整を図る等、災害発生時における関係機関や他の水道事業者等と連携体制を整備する。

(6) 緊急時連絡体制の確立

村は、災害発生時にも使用可能な携帯電話や無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、応援要請連絡体制及び応援要請様式等を作成し、緊急時連絡体制の確立に努める。

(7) 自家発電設備等の燃料及び水道用薬品の備蓄

村は、自家発電設備等の燃料の備蓄及び水道用薬品の適正な量の備蓄に努めるとともに、関係業者と災害発生時における優先供給協定を締結する等によりこれらの確保に努める。

2 防災広報活動の推進

震災対策編第2章第17節第7「2 防災広報活動の推進」を準用する。

3 上水道施設の災害予防措置

村は、上水道施設ごとにその重要性や老朽度を検討し、特に過去の風水害等により被災した経験がある場合には、次により施設の新設、改良及び修繕を計画的に推進する。

(1) 重要施設及び基幹管路の安全性の強化

- ア 軟弱地盤における地盤改良
- イ 指定避難所、給水拠点を中心とした耐震性貯水槽又は大口徑配水管等の整備による貯水機能の強化
- ウ 配水池容量（12時間貯水容量）の増加及び緊急遮断弁の設置
- エ 老朽管路の計画的な更新
- オ 各施設の運転状況を常時監視できるテレメーターシステムの整備

(2) 代替性の確保

上水道施設の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(3) バックアップシステムの構築等

災害による被害を最小限にするため、次によりバックアップシステムを構築するとともに、復旧を迅速に行うため配水区域のブロック化を図る。

- ア 重要施設の複数配置による危険分散の強化
- イ 非常用電源の整備（2回線受電、自家発電設備）
- ウ 隣接水道事業者施設との連結管設置によるバックアップシステムの構築
- エ 制水弁間隔の適正化による配水区域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域の限定化
- オ 各施設の運転状況を常時監視できる遠隔監視システムの整備

(4) 機械設備や薬品管理における予防対策

- ア 水質試験用薬品類容器の破損防止及び混薬を防止するための分離保管
- イ 水道用薬品の適正な量の備蓄

(5) 二次災害の防止

各施設の管理者は、二次災害を防止するための体制の整備に努める。

4 災害対策用資機材等の整備

震災対策編第2章第17節第7「4 災害対策用資機材等の整備」を準用する。

5 生活用水水源の確保

震災対策編第2章第17節第7「5 生活用水水源の確保」を準用する。

第8 下水道施設災害予防計画

災害による下水道施設の被害を最小限にとどめ、汚水排除及び汚水処理を速やかに復旧できるようにするために、下水道管理者が実施する災害予防対策について定める。

村	地域整備課
関係機関	

1 防災体制の整備

震災対策編第2章第17節第8「1 防災体制の整備」を準用する。

2 広報活動

震災対策編第2章第17節第8「2 広報活動」を準用する。

3 下水道施設の災害予防対策

村は、次により下水道施設の浸水対策が安全確保対策を実施する。

(1) 浸水対策

ア 耐水性調査及び補強対策

施設の耐水性調査を実施し、必要に応じ補強対策を講じる。

イ 耐水対策の計画、設計及び施工

浸水により被害が発生した場合に、少なくとも下水道としての根幹的な機能が保持できるよう、処理場における流入・放流ゲートは河川水位等を十分考慮に入れた構造とする。

また、処理場及びポンプ場の機械・電気設備は、浸水に耐える構造及び配置とする。

(2) 安全性の確保

ア 施設の点検パトロール

日常の点検パトロールにおいて、浸水時に、漏水や湧水等何らかの変状が発生する可能性が高い箇所を把握しておく。

イ 維持補修工事及び補修記録の整備

災害発生時の復旧作業に有効に活用できるよう、異常箇所の補修及び施設改良の記録を整備する。

(3) 長時間停電対策

ア 非常用電源の確保

下水道施設の停電対応として、非常用発電機を整備しておくほか、建設会社及びリース会社等と災害時における電源車や可搬式発電機の優先借受について協定の締結を図る。

イ 燃料の確保

非常用電源及び緊急車両用として、燃料供給業者と災害時における燃料の優先供給について協定の締結を図る。

なお、非常用電源の燃料は72時間の備蓄を目標とする。

4 災害復旧用資機材等の確保

震災対策編第2章第17節第8「4 災害復旧用資機材等の確保」を準用する。

第9 危険物等施設災害予防計画

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質（以下「危険物等」という。）に係る事故の発生又は災害による被害の拡大を防止するために、危険物等を取扱う施設及び大量輸送する事業者等が実施する自主保安対策等について定める。

村	
関係機関	県、最上広域市町村圏事務組合消防本部

1 危険物施設の安全対策

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

その他、震災対策編第2章第17節第9「1 危険物施設の安全対策」を準用する。

第16節 食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画

災害が発生した場合に、被災者の生活を確保するため、村及び県等が実施する食料、飲料水及び生活必需品等（以下「食料等」という。）の備蓄及び調達について定める。

村	危機管理室、地域整備課
関係機関	

1 基本的な考え方

震災対策編第2章第18節「1 基本的な考え方」を準用する。

2 食料及び生活必需品等の確保

震災対策編第2章第18節「2 食料及び生活必需品等の確保」を準用する。

3 飲料水の確保

震災対策編第2章第18節「3 飲料水の確保」を準用する。

4 燃料の確保

震災対策編第2章第18節「4 燃料の確保」を準用する。

第17節 文教施設における災害予防計画

災害発生時において、学校の児童生徒及び教職員並びに入館者・施設利用者及び施設職員等の安全を確保するとともに、施設及び収蔵物等を適切に保全するために、村及び学校等施設の管理者等が実施する災害予防対策について定める。

村	教育課
関係機関	最上教育事務所

1 学校の災害予防対策

震災対策編第2章第19節「1 学校の災害予防対策」を準用する。

2 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策

震災対策編第2章第19節「2 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策」を準用する。

第18節 要配慮者の安全確保計画

災害時に、自力避難等が困難な状況に置かれる高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、児童、妊産婦及び外国人等のいわゆる要配慮者を適切に避難誘導するため、村、県、防災関係機関、社会福祉施設、医療施設、地域住民等が連携した支援体制の整備等、要配慮者の安全確保対策について定める。

村	危機管理室、健康福祉課、教育課、大蔵村診療所
関係機関	大蔵村社会福祉協議会

1 在宅の要配慮者対策

震災対策編第2章第20節「1 在宅の要配慮者対策」を準用する。

2 社会福祉施設等における対策

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設における災害予防対策を推進するとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

風水害対策編第2章第6節「6 防災上特に注意を要する施設の避難計画」を準用する。

震災対策編第2章第20節「2 社会福祉施設等における対策」を準用する。

3 外国人の安全確保対策

震災対策編第2章第20節「3 外国人の安全確保対策」を準用する。

第3章 災害応急計画

第1節 応急活動体制

第1 災害対策本部

村域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初期体制を確立するとともに、緊密な連帯を図りつつ災害の発生を防ぎよし、又は応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するための活動体制について定める。

1 災害対策本部

村長は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、村域に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、大蔵村災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(1) 設置・廃止基準

設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ・村長が必要と認めたとき
廃止基準	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策が概ね完了したとき ・村長が必要がなくなったと認めたとき

(2) 設置場所

本部は役場庁舎に設置する。役場が被災し使用不能になった場合は、大蔵小学校に設置する。

(3) 指揮権限者

指揮権限者は村長とし、村長に事故あるときは副村長が、村長、副村長ともに事故あるときは教育長が本部を指揮する。

(4) 本部を設置又は廃止した場合の通知等

本部を設置又は廃止した場合には、次の機関に通知する。

<ul style="list-style-type: none"> ・県、最上総合支庁 ・最上広域市町村圏事務組合消防本部 	<ul style="list-style-type: none"> ・新庄警察署 ・報道機関等
--	--

(5) 本部の組織、運営等

組織は、別図（災害対策本部組織図）のとおりである。

ア 本部員会議

(ア) 組織

本部長	村長
副本部長	副村長、教育長
本部員	総務課長、危機管理室長、住民税務課長、健康福祉課長、産業振興課長、地域整備課長、議会事務局長、教育課長、診療所事務長、会計管理者、消防団長、消防長又は消防長が定めた消防吏員

(イ) 開催

本部員会議は、本部長が招集し、開催する。本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、本部事務局長にその旨を申し出る。

なお、本部長は、必要と認める場合は、防災関係機関を会議に出席させる。

(ウ) 協議事項

本部員会議において協議する事項は、概ね次のとおりとする。

- ・災害情報の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- ・非常配備体制の切換えに関すること。
- ・避難指示等に関すること。
- ・応急災害救助に関すること。
- ・自衛隊の派遣要請に関すること。
- ・県及び他市町村、行政機関、公共機関、関係団体等に対する応援要請に関すること。
- ・災害対策に関する経費に関すること。
- ・その他、災害対策に関する重要な事項

イ 本部事務局

(ア) 組織

事務局長	危機管理室長
事務局員	危機管理室職員

(イ) 事務処理事項

本部事務局の事務処理事項は、次のとおりである。

- ・災害対策に関する本部長の命令伝達に関すること。
- ・本部員会議と部相互の連絡調整に関すること。
- ・被害並びに災害対策活動に関する情報及び資料の収集整理に関すること。
- ・防災関係機関との連絡等に関すること。
- ・その他、本部長が必要と認めたこと。

ウ 防災関係機関連絡室

自衛隊、国、県等との連絡調整のため、防災関係機関連絡室を設置する。

(6) 現地本部の設置

本部長は、災害応急対策を推進するため、必要があると認めたときは、現地対策本部を設置することができる。現地対策本部の組織、その他現地対策本部に関して必要な事項はそのつど本部長が定める。

2 災害対策連絡本部

村長は、村域に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害対策本部の設置基準に達しない場合には、大蔵村災害対策連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。

なお、災害対策本部の設置基準に達した場合は、速やかに連絡本部を廃止し、災害対策本部を設置する。

(1) 連絡本部の設置

ア 設置及び廃止基準

設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき ・村長が必要と認めたとき
廃止基準	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策が概ね完了したとき ・相応の被害が発生し、災害対策本部を設置したとき ・村長が必要がなくなったと認めたとき

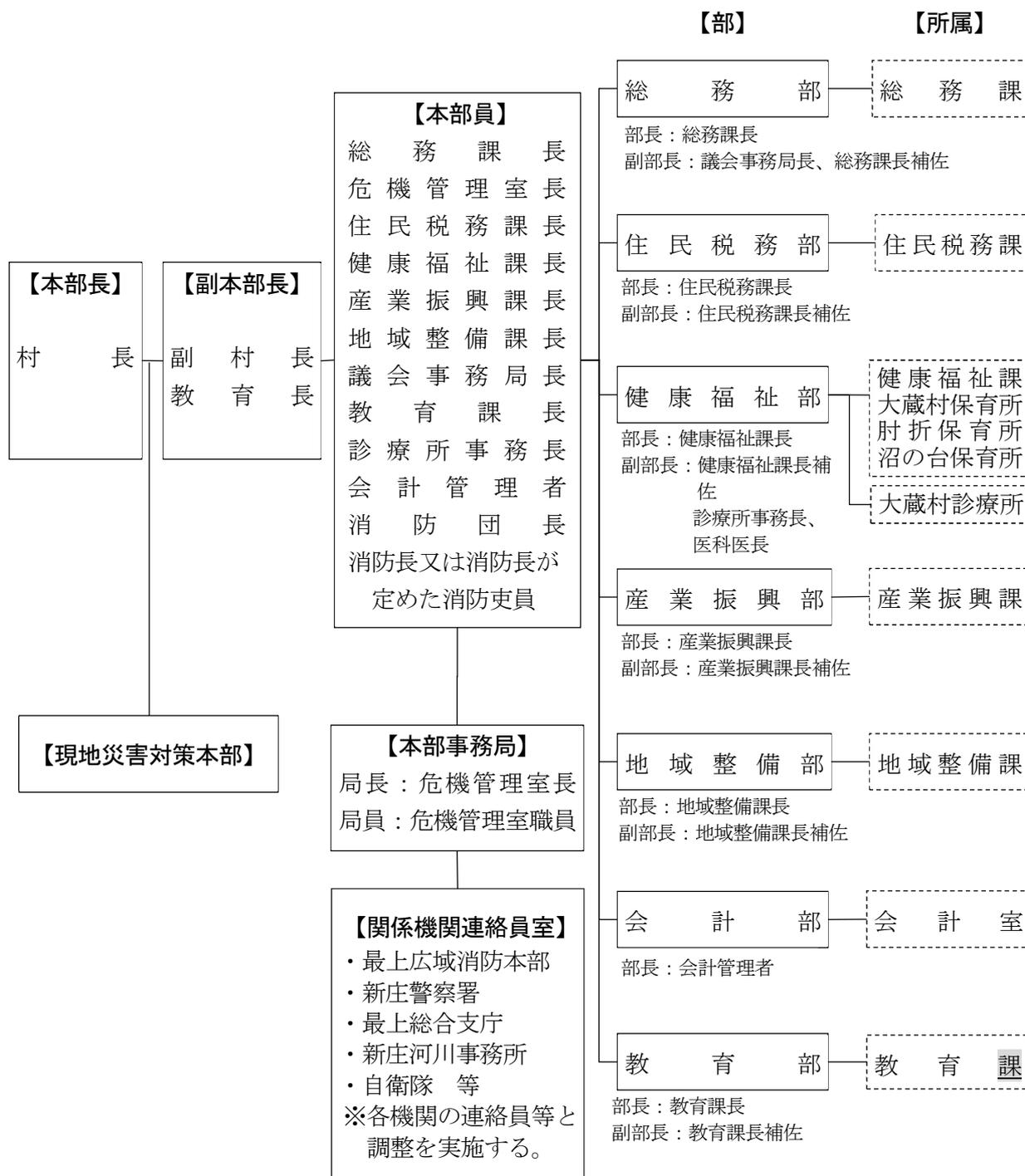
イ 設置場所

連絡本部は、役場庁舎に設置する。

ウ 連絡本部を設置又は廃止した場合の通知等
災害対策本部に準じて行う。

(2) 連絡本部の組織、運営等

連絡本部の組織は、災害対策本部に準ずる。



〈災害対策本部組織図〉

〈災害対策本部事務分掌〉

部	事務分掌
本部事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の設置、運営及び廃止に関する事。 2 本部員会議に関する事。 3 職員の動員要請に関する事。 4 気象予警報、災害情報の収集・伝達に関する事。 5 県、国への報告、要請、連絡調整に関する事。 6 他の市町村、関係機関及び関係団体等への要請及び連絡調整に関する事。 7 高齢者等避難、避難指示に関する事。 8 災害広報に関する事。 9 警戒区域の設定に関する事。 10 消防団・水防団の出動、連絡、現場活動及び被害状況の報告に関する事。 11 自衛隊の災害派遣要請に関する事。 12 災害救助法に関する事。 13 その他本部長の命ずる事項に関する事。
総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 参集職員の管理確認に関する事。 2 本部長の命令伝達に関する事。 3 村議会との連絡に関する事。 4 庁舎の被害調査及び機能確保に関する事。 5 緊急輸送に関する事。 6 緊急通行車両及び燃料の確保に関する事。 7 災害情報の集約、整理、公表に関する事。 8 災害の記録に関する事。 9 報道機関への対応に関する事。 10 視察への対応に関する事。 11 被災地の防犯に関する事。 12 受援に関する事。 13 職員への食料等の供給、健康管理に関する事。 14 職員及び家族の安否確認に関する事。 15 本部事務局の応援に関する事。 16 災害及び災害救助法関係の予算財政措置に関する事。 17 災害復旧事業に係る総合調整に関する事。 18 その他本部長の命ずる事項に関する事。
住民税務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設、運営及び避難者の把握に関する事。(健康福祉部と協働) 2 住民相談及び安否確認に関する事。 3 行方不明者の捜索に関する事。 4 遺体の埋葬に関する事。 5 災害に伴う租税等の特例措置に関する事。 6 住家の被害調査及び被災者台帳に関する事。 7 罹災証明に関する事。 8 被災者の援護対策に関する事。 9 その他本部長の命ずる事項に関する事。
健康福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設、運営及び避難者の把握に関する事。(住民税務部と協働) 2 診療所の被害状況調査及び応急復旧対策に関する事。 3 医療救護及び助産に関する事。 4 被災者及び避難者の健康管理に関する事。 5 児童の保護及び応急保育に関する事。 6 保育所の被害調査及び応急対策に関する事。 7 防疫対策に関する事。 8 環境衛生、食品衛生の保持に関する事。

部	事務分掌
	9 災害廃棄物、し尿の処理に関する事。 10 仮設トイレの確保に関する事。 11 ペット対策に関する事。 12 社会福祉施設の被害状況調査及び応急復旧対策に関する事。 13 大蔵村社会福祉協議会及び関係団体等との連絡調整に関する事。 14 要配慮者対策に関する事。 15 遺体の搬送、安置に関する事。 16 災害ボランティアについての連絡調整に関する事。 17 その他本部長の命ずる事項に関する事。
産業振興部	1 農畜産林産物等の被害調査及び応急対策に関する事。 2 農地、林地及び施設の被害状況の調査及び応急復旧に関する事。 3 農林漁業者、商工業者及び中小企業等への支援に関する事。 4 農業気象等に関する事。 5 商工業者及び施設の被害状況調査及び応急対策に関する事。 6 観光客（帰宅困難者）に関する事。 7 災害義援（救助）物資の受理及び配分に関する事。 8 被災者及び避難者への食料の給与、炊き出しの手配に関する事。 9 寝具、衣料品等、生活必需品の給与又は貸与に関する事。 10 その他本部長の命ずる事項に関する事。
地域整備部	1 所管の道路、橋梁、河川等の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 緊急輸送道路の啓開及び放置車両の撤去等に関する事。 3 障害物の除去に関する事。 4 土砂災害危険箇所等の応急措置等に関する事。 5 応急仮設住宅等及び住宅の応急修理に関する事。 6 被災建築物及び被災宅地の危険度判定に関する事。 7 水防に関する事。 8 除雪に関する事。 9 水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 10 給水に関する事。 11 下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 12 村設置型浄化槽施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 13 住宅復興に関する事。 14 住宅地の排水対策に関する事。 15 その他本部長の命ずる事項に関する事。
会計部	1 災害関係資金の出納に関する事。 2 災害義援金の受理及び配分に関する事。 3 本部事務局の応援に関する事。 4 その他本部長の命ずる事項に関する事。
教育部	1 学校施設、社会教育施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 2 児童生徒の保護及び安否に関する事。 3 応急教育に関する事。 4 避難所の確保及び調整に関する事。 5 教育関係の災害復旧等の予算に関する事。 6 炊き出しに関する事。（調理師要請や在庫食品の調整） 7 その他本部長の命ずる事項に関する事。
各部共通	1 避難所の運営に関する事。

3 業務継続性の確保

震災対策編第3章第1節第1「3 業務継続性の確保」を準用する。

第2 職員の動員配備体制

災害発生時に、応急対策を迅速に推進するため、村の職員の動員体制について定める。

村	本部事務局
関係機関	

1 職員の配備体制

配備体制は、概ね次のとおりとする。

種別	区分	基準	配備要員
警戒配備	災害対策警戒班 (第一次)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象警報（大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪）が発表されたとき ・ 台風接近時等に注意報（大雨、洪水）が発表されたとき ・ 竜巻注意情報が発表されたとき ・ 肘折に噴火警報が発表されたとき ・ 村を対象に降灰予報（速報）、降灰予報（詳細）が発表されたとき ・ 大規模事故が発生したとき ・ 危機管理室長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理室全員 ・ 状況により総務課職員
1号配備	災害対策警戒班 (第二次)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風接近時等に気象警報（大雨、洪水）が発表されたとき ・ 村長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理室全員 ・ 総務課職員全員 ・ 各課長、各課長の判断により必要と認める職員
2号配備	災害対策連絡本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき ・ 村長が必要と認めたとき 	【連絡本部】 本部長：村長 副本部長：副村長、教育長 部員：全職員
3号配備	災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ・ 村長が必要と認めたとき 	【対策本部】 本部長：村長 副本部長：副村長、教育長 部員：全職員

2 職員の動員体制

(1) 勤務時間内

口頭、電話、行政イントラネット又は庁内放送により、必要な職員を動員する。

(2) 勤務時間外

防災無線システムによるJアラート連携、気象警報別自動通知及び配備とする。

第3 広域応援・受援体制

大規模災害発生時に、県、被災していない市町村及び民間団体等の協力を得て、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、防災関係機関等が実施する広域応援について定める。

村	本部事務局、総務部
関係機関	

1 県に対する要請

震災対策編第3章第1節第3「1 県に対する要請」を準用する。

2 市町村に対する要請

震災対策編第3章第1節第3「2 市町村に対する要請」を準用する。

3 指定地方行政機関等に対する要請

震災対策編第3章第1節第3「3 指定地方行政機関等に対する要請」を準用する。

4 民間団体等に対する要請

震災対策編第3章第1節第3「4 民間団体等に対する要請」を準用する。

5 受入体制の構築

震災対策編第3章第1節第3「5 受入体制の構築」を準用する。

6 他市町村への支援体制の構築

震災対策編第3章第1節第3「6 他市町村への支援体制の構築」を準用する。

7 消防の広域応援

震災対策編第3章第1節第3「6 消防の広域応援」を準用する。

第4 広域避難計画

大規模な災害発生時に、村外へ住民が避難する「広域避難」が円滑に行われるよう、発災時の具体的な避難又は避難受入れの手順等について定める。

村	本部事務局
関係機関	

1 他の自治体への広域避難要請

震災対策編第3章第1節第4「1 他の自治体への広域応援要請」を準用する。

2 他県等からの避難受入れ要請への対応

震災対策編第3章第1節第4「2 他県等からの避難受入れ要請への対応」を準用する。

第5 自衛隊災害派遣計画

大規模災害発生時に、自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続き及び受入れ体制等について定める。

村	本部事務局、総務部
関係機関	

1 自衛隊の災害派遣基準等

震災対策編第3章第1節第5「1 自衛隊の災害派遣基準等」を準用する。

2 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等

震災対策編第3章第1節第5「2 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等」を準用する。

3 自衛隊災害派遣要請の手続き

震災対策編第3章第1節第5「3 自衛隊災害派遣要請の手続き」を準用する。

4 自衛隊の自主派遣

震災対策編第3章第1節第5「4 自衛隊の自主派遣」を準用する。

5 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制の整備

震災対策編第3章第1節第5「5 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制の整備」を準用する。

6 自衛隊災害派遣部隊の撤収

震災対策編第3章第1節第5「6 自衛隊災害派遣部隊の撤収」を準用する。

7 救援活動経費の負担

震災対策編第3章第1節第5「7 救援活動経費の負担」を準用する。

第2節 情報収集伝達計画

第1 通信計画

災害発生時に、応急対策の基本となる情報収集伝達活動を、迅速かつ的確に実施するために、村が行う通信手段の運用及び通信施設の復旧等について定める。

村	本部事務局、総務部
関係機関	

1 通信設備の被害対応

震災対策編第3章第2節第1「1 通信設備の被害対応」を準用する。

2 災害時の通信手段

震災対策編第3章第2節第1「2 災害時の通信手段」を準用する。

第2 気象情報等伝達計画

災害による被害を最小限にとどめるため、国、県、村及び放送機関等の防災関係機関が、気象に関する情報を、迅速かつ正確に住民等に伝達するための方法について定める。

村	本部事務局
関係機関	山形地方気象台、新庄河川事務所、県、最上広域市町村圏事務組合消防本部

1 警戒レベルを付した防災気象情報

国及び県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、5段階の「警戒レベル相当情報」として付して提供する。

2 特別警報・警報・注意報等

(1) 特別警報・警報・注意報

山形地方気象台は、村に対して、大雨や強風等の気象現象によって災害が発生するおそれのあるときは「注意報」を、重大な災害が発生するおそれのあるときは「警報」を、さらに、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」を現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに示して発表する。

また、気象警報・注意報の内容について、警報級、注意報級の現象が予想される時間帯をそれぞれ赤、黄色で表示する等、危険度とその切迫度が一目で分かる色分け表示を行い、雨量、風速、潮位等の予想値も時間帯ごとに明示している。

土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所を気象庁ホームページ「キキクル（危険度分布）」、「ナウキャスト（雨雲の動き・雷・竜巻）」で確認することができる。

〈特別警報・警報・注意報〉

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

(2) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

ア 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害危険度情報）

大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

- ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
- ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
- ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認する等、自らの避

難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

イ 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

ウ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

- ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
- ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
- ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認する等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

エ 流域雨量指数の予測値

水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

(3) 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

ア 気象情報の種類

全般気象情報、東北地方気象情報、山形県気象情報

イ 発表タイミングによる機能の分類

(ア) 予告的情報

特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する。

(イ) 補足的情報

特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の警戒・注意事項等を解説する。

ウ 発表形式による分類

(ア) 文章形式

(イ) 図形式

(4) 早期注意情報（警報級の可能性）【警戒レベル1】

早期注意情報（警報級の可能性）は、5日先までに警報級となる顕著現象が発生する可能性を、「明日まで」と「明後日以降」について、[高]、[中]、[一]で発表する。大蔵村では当日から翌日にかけては時間帯を区切って最上地方として、2日先から5日先にかけては日単位で山形県として発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(5) 土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報】

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、山形県と山形地方気象台から共同で発表される。市町村で危険度が高まっている詳細な場所は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

なお、地震等により、通常を発表基準を適用することが適切でないと考えられる場合は、「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用する。

(6) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。

山形県では、100ミリ以上の1時間雨量を観測又は解析した場合に発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認することができる必要がある。

(7) 竜巻注意情報

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等の激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域（本村は「最上」）を対象に発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域（本村は「最上」）を対象に発表される。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(8) 最上川中流洪水予報

山形地方気象台と国土交通省新庄河川事務所は共同して、河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考になるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位を示して発表する警報及び注意報で、下表の標題により発表する。

〈最上川中流洪水予報〉

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報【警戒レベル5相当情報 [洪水]】	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。決壊等が確認された場合は、直ちに災害発生情報を発令する必要がある。
	氾濫危険情報【警戒レベル4相当情報 [洪水]】	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難指示を発令する場合、周辺の冠水・浸水状況を確認する必要がある。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさら

	【警戒レベル 3相当情報 [洪水]】	に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。
洪水 注意報	氾濫注意情報 【警戒レベル 2相当情報 [洪水]】	氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。

(9) 水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報

山形地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を東北地方整備局長及び県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させる。

発表する警報、注意報の種類及び概要は次のとおりであり、水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。

〈水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報〉

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報

(10) 雪に関する情報

ア 「今後の雪」（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）

解析積雪深・解析降雪量は、積雪の深さと降雪量の実況を1時間毎に約5km四方の細かさで推定する。また、降雪短時間予報は、6時間先までの1時間毎の積雪の深さと降雪量を約5km四方で面的に予測したもので、1時間毎に発表される。24時間前～6時間先までの積雪・降雪の解析・予測を面的な情報として把握でき、雪による交通への影響を前もって判断すること等に活用することができる。

イ 3日先までの降雪量予測の提供

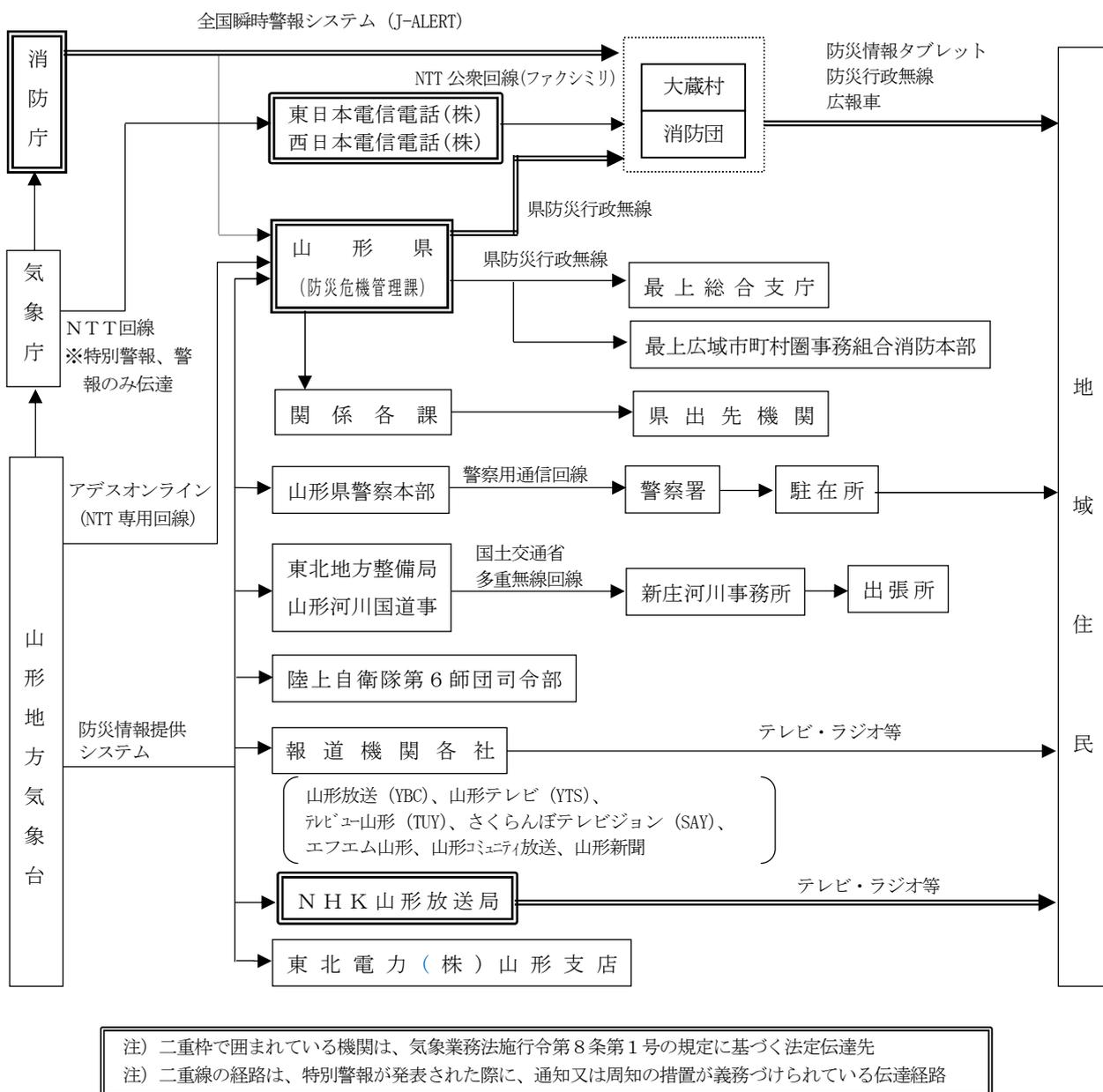
冬型の気圧配置により日本海側で数日間降雪が持続するような時等、降雪量について精度良く予測が可能な場合には、山形県気象情報等に「48時間先からの24時間予想降雪量」を記述する。

ウ 短時間の大雪に対する一層の警戒を呼びかけ

顕著な降雪が観測され今後も継続すると見込まれる場合に、山形県気象情報で短時間の大雪に対して一層の警戒を呼びかける。

3 特別警報・警報・注意報等の伝達

特別警報・警報・注意報等は、山形地方気象台から、山形県、関係機関、村及び住民へと伝達されるが、その経路は次のとおりである。



〈情報伝達経路図〉

4 火災気象通報及び火災警報

(1) 火災気象通報

ア 火災気象通報の概要

山形地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定により、その状況を「火災気象通報」として県（防災危機管理課）に通報し、県はこれを市町村及び消防本部に伝達する。

イ 火災気象通報を行う基準

山形地方気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

ウ 定時に行う通報

山形地方気象台は、午前5時に発表する天気予報に基づき、向こう24時間先までの気象状況の概要を気象概況として毎日午前5時頃に山形県に通報する。この通報において、火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分とし

て以下のとおり「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。

ただし、火災気象通報の通報基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、火災気象通報に該当しないと判断し、見出しの明示を行わないことがある。

【通報区分】

乾燥注意報 ⇒ 火災気象通報【乾燥】

強風注意報 ⇒ 火災気象通報【強風】

乾燥注意報及び強風注意報 ⇒ 火災気象通報【乾燥・強風】

エ 随時に行う通報

定時通報の対象期間内で、火災気象通報の内容に変更があった場合、臨時の通報を行う。

オ 火災気象通報の伝達

県は、一般の気象注意報、警報等の伝達に準じて、県防災行政無線により速やかに市町村、消防本部に通報する。

(2) 火災警報

ア 火災警報の概要

村長は、県知事から火災気象通報を受けた場合又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火の使用の制限等により火災の発生を防止するため消防法第 22 条第 3 項の規定により、「火災警報」を発することができる。

イ 火災警報の伝達

村は、火災警報を発し、又は解除したときは、防災行政無線、巡回広報車等により、速やかに住民等に対しその旨を周知するとともに、県に対し通報する。

5 洪水予報河川等に指定されていない中小河川における対策

村長は、洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川（以下「洪水予報河川等」という。）に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、水位情報や浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

第3 災害情報の収集・伝達計画

災害発生時に、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、村が行う被災状況等の情報収集及び伝達について定める。

村	本部事務局、各部
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部

1 災害発生直後の情報収集・伝達

震災対策編第3章第2節第3「1 災害発生直後の情報収集・伝達」を準用する。

2 被害状況の調査

震災対策編第3章第2節第3「2 被害状況の調査」を準用する。

第4 広報計画

災害発生時に、迅速かつ的確に避難行動及び救援活動を実施し、流言飛語等による社会的混乱を防止するために、村、県、防災関係機関及び報道機関等が、協力して行う広報活動について定める。

村	本部事務局
関係機関	

1 基本方針

震災対策編第3章第2節第4「1 基本方針」を準用する。

2 災害発生後の各段階における広報

村は、災害発生後の各段階において、次の広報を行う。

(1) 広報の手段

広報の手段は、次のとおりである。

- ア 防災行政無線
- イ 防災情報タブレット（防災情報システム）
- ウ 避難所等における掲示
- エ 災害広報紙、チラシ等
- オ 村ホームページ
- カ 広報車

(2) 広報内容

- ア 災害応急対策初動期
 - (ア) 安否情報
 - (イ) 住民に対する避難指示等
 - (ウ) 給水・炊き出しの実施、物資の配給情報
 - (エ) 避難所の開設状況
- イ 災害応急対策本格稼働期
 - (ア) 消毒、衛生及び医療救護情報
 - (イ) 小中学校の授業再開予定
 - (ウ) 被害認定・罹災証明書の発行
 - (エ) 応急仮設住宅等への入居に関する情報
- ウ 復旧対策期
 - (ア) 罹災証明書の発行
 - (イ) 生活再建資金の貸し付け
 - (ウ) 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
 - (エ) その他生活再建に関する情報

3 安否情報の提供

震災対策編第3章第2節第4「3 安否情報の提供」を準用する。

4 広報活動実施上の留意点

震災対策編第3章第2節第4「4 広報活動実施上の留意点」を準用する。

5 広聴活動

震災対策編第3章第2節第4「5 広聴活動」を準用する。

6 放送機関への情報提供

震災対策編第3章第2節第4「6 放送機関への情報提供」を準用する。

第3節 避難計画

風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行う等の種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、避難しやすい時間帯の高齢者等避難の発令による、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する等、村があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

これらのことから、住民の自主的な避難行動並びに村及び防災関係機関が実施する避難活動等について定める。

村	本部事務局、総務部、住民税務部、健康福祉部、産業振興部、教育部
関係機関	新庄警察署、最上広域市町村圏事務組合消防本部、大蔵村消防団

1 住民等の自主的な避難

住民等は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、災害発生のおそれの高まりに応じて、自らの判断で避難行動をとることを原則とする。

村は、住民等の主体的な避難行動を支援するため、災害時は、主体的な避難行動を促す情報提供を行う。

(1) 自主的な避難の開始

住民等は、危険が切迫し又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、村へ避難先、避難人数等を連絡するように努める。

また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、要配慮者の安全確保と避難の補助等を心掛ける。

(2) 村の支援措置

村は、住民等から自主的な避難を開始した旨の連絡を受けた場合は、直ちに職員等を被災地あるいは危険が切迫している地域に派遣し、避難行動の支援及び指定避難所の開放等の措置を行う。

指定避難所は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、住民が自主的に避難してきた場合に、直ちに受け入れられるようにしておく。

2 行政の避難指示等に基づく避難

(1) 危険の覚知と情報収集

村及び防災関係機関は、所管区域内のパトロールを強化して、住民等の避難が必要となる危険箇所の把握に努め、避難指示等を適切なタイミングで発令するよう留意する。特に、台風による大雨発生等、事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

なお、村は、県及び国に対し、避難情報の発令に係る対象地域、判断時期等について助言を求める。

(2) 避難実施の決定となる必要な措置

ア 高齢者等避難発令の実施者

村長は、災害が発生するおそれがあり、避難行動要支援者が避難行動を開始する必要がある

ると認められる場合は高齢者等避難を発令し、速やかにその旨を知事に報告する。また、必要に応じて警察署長及び消防支署長に、住民の避難誘導への協力を要請する。

村は、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

避難行動要支援者は、避難行動に時間を要することから、高齢者等避難の発令をもって避難行動を開始するものとし、また、その支援者は避難誘導等の措置を適切に実施する。

イ 避難指示発令の実施者

避難指示の発令は、法第60条第1項に基づき、原則として村長が行う。避難指示等の実施者は、村長の他、法令に基づき知事、警察官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が実施する場合もある。

なお、村は、避難指示等の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の大雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

また、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

〈避難指示等の実施者〉

区分	警戒レベル	実施責任者	措置	実施の基準
				指示等を実施した場合の通知等
高齢者等避難	3	村長	<ul style="list-style-type: none"> 一般への避難準備、高齢者等への避難行動開始の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき 高齢者以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主避難を呼びかける。
避難指示	4	村長	<ul style="list-style-type: none"> 立退き及び立退き先の指示 	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるとき 避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し、直ちにその旨を公示 <p style="text-align: center;">村長 → (報告) → 知事</p>
		知事	<ul style="list-style-type: none"> 立退き指示 立退き先の指示 	<ul style="list-style-type: none"> 村長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示 村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示
緊急安全確保	5	村長	<ul style="list-style-type: none"> 命を守るための最善の行動をとるよう呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生又は発生しようとしている場合に、避難のための立退きにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあり、緊急を要すると認めるとき ※村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ずしも発令されるものではないことに留意 <p style="text-align: center;">村長 → (報告) → 知事</p>
避難の指示等		知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの指示 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき（水防法第29条） <p style="text-align: center;">水防管理者 → (通知) → 警察署長</p>
		知事又はその命を受けた県	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの指示 	<ul style="list-style-type: none"> 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき（地すべり等防止法第25条）

区分	警戒レベル	実施責任者	措置	実施の基準
				指示等を実施した場合の通知等
		職員		知事又はその命を受けた県職員→(通知)→警察署長
		警察官	・立退き及び立退き先の指示警告	・村長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき、又は村長から要求があった場合(法第61条) 警察官→(通知)→村長→(報告)→知事
			・避難等の措置	・重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、特に急を要する場合、危害を受けるおそれがある者に対し、必要な限度で避難等の措置(警察官職務執行法第4条) 警察官→(報告)→公安委員会
			災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	・避難等の措置

ウ 避難判断基準

避難判断基準は、次のとおりとする。

(避難判断基準)

種類	災害	判断基準
高齢者等 避難 【警戒レ ベル3】	土砂 災害	① 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 ② 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ③ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が言及されている場合（夕刻時点で発令）
	最上川	① 指定河川洪水予報により、最上川の堀内観測所の水位が避難判断水位である7.6mに到達したと発表され、かつ水位予測において引き続き水位上昇が見込まれている場合 ② 指定河川洪水予報により、最上川の堀内観測所の水位が氾濫危険水位である7.8mに到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ③ 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合
	他の河 川	① 洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現した場合
	河川 共通	① 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ② 高齢者等避難の発令（警戒レベル3）が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
避難指示 【警戒レ ベル4】	土砂 災害	① 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ② 土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 ③ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ④ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ⑤ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
	最上川	① 指定河川洪水予報により、堀内観測所の水位が氾濫危険水位である7.8mに到達したと発表された場合 ② 堀内観測所の水位が氾濫危険水位である7.8mに到達していないものの、堤防天端高に達することが予想される場合 ③ 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合
	他の河 川	① 洪水警報の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」が出現した場合（警戒レベル4相当情報[洪水]）
	河川 共通	① 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ② 避難指示の発令（警戒レベル4）が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ③ 避難指示の発令（警戒レベル4）が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（暴風と避難が重なる前に発令）
	事故	① 火災の延焼、危険物施設等での爆発・炎上、危険物の漏出等により、生命への危険が見込まれる場合
緊急安全 確保 【警戒レ ベル5】	土砂 災害	① 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ② 土砂災害が発生した場合
	最上川	① 堀内観測所の水位が堤防天端高に到達している蓋然性が高い場合 ② 国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合
	河川 共通	① 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ② 決壊や越水・溢水が発生した場合

エ 住民等への伝達

(ア) 避難指示の内容

- a 警戒レベル
- b 要避難対象地域
- c 避難理由
- d 避難先
- e 避難経路
- f 避難時の注意事項等（戸締まり、携帯品、服装等）

(イ) 避難の広報

- a 関係機関は、防災行政無線を始め、Ｌアラート（災害情報共有システム）、サイレン、警鐘、標識、広報車、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等のあらゆる広報手段の複合的な活用を図り、住民、要配慮者利用施設の管理者等に対して迅速に避難指示等を周知・徹底する。

特に、夜間や早朝に突発的・局地的な豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達方法について、実情に応じて、エリアを限定することの有効性や課題等を考慮した上で検討する。

- b 村は、避難行動要支援者への避難指示等の発令にあたっては、避難支援者、地域の消防団及び自主防災組織等を通じ確実に伝達する。
- c 村は、住民に対する避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動を取りやすい時間帯の発令に努める。
- d 村は、危険の切迫性に応じ避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、警戒レベルを明確にして対応する避難行動がわかるように伝達すること等により、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

(3) 警戒レベル

警戒レベルは、災害発生のおそれの高まりに応じて居住者等がとるべき行動と、その行動を居住者等に促す情報とを関連付けるもので、5段階に区分されている。

村長は、避難指示等の発令に際し、警戒レベルを付加し避難対象地区の住民に伝達する。

警戒レベル	住民が取るべき行動	避難情報等	警戒レベル相当情報
警戒レベル5	・命の危険 直ちに安全確保	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報（土砂災害、浸水害） ・氾濫発生情報（最上川中流洪水予報） ・決壊、越水発生（その他河川等）
警戒レベル4	・危険な場所から全員避難	避難指示（村発令）	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報 ・大雨警報（土砂災害・浸水害）の危険度分布の「極めて危険」「非常に危険」 ・氾濫危険情報（最上川中流洪水予報） ・洪水警報の危険度分布の「非常に危険」
警戒レベル3	・危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難（村発令）	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報（土砂災害） ・洪水警報 ・氾濫警戒情報（最上川中流洪水予報） ・大雨警報（土砂災害・浸水害）の危険度分布の「警戒」 ・洪水警報の危険度分布の「警戒」

警戒 レベル2	・自らの避難行動を確認する。	大雨注意報、 洪水注意報等 (山形地方気 象台等が発表)	・氾濫注意情報(最上川中流洪水予報) ・大雨警報(土砂災害・浸水害)の危険度分布の「注意」 ・洪水警報の危険度分布の「注意」 ・大雨注意報 ・洪水注意報
警戒 レベル1	・災害への心構えを高める。	早期注意情報 (警報級の可能性) (山形地方気 象台が発表)	早期注意情報(警報級の可能性)

(4) 避難誘導

村は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等の情報提供に努める。

避難誘導は、原則として、地域の消防団、自治会又は自主防災組織代表者が行う。浸水、斜面崩壊等のおそれがある場合は、村が消防団、消防本部、警察署等の協力を得て、誘導員を配置して誘導する。

また、避難行動要支援者の誘導は、あらかじめ指定した避難支援者等が行う。

3 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

震災対策編第3章第3節「3 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令」を準用する。

4 学校、社会福祉施設等における避難対策

震災対策編第3章第3節「4 学校、社会福祉施設等における避難対策」を準用する。

5 帰宅困難者、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

震災対策編第3章第3節「5 帰宅困難者、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供」を準用する。

第4節 避難所運営計画

災害発生時に、村が開設する避難所の的確かつ円滑な運営について定める。

村	本部事務局、住民税務部、健康福祉部、教育部
関係機関	

1 避難所の開設

震災対策編第3章第4節「1 避難所の開設」を準用する。

2 避難所の運営管理

震災対策編第3章第4節「2 避難所の運営管理」を準用する。

3 避難後の状況の変化に応じた措置

震災対策編第3章第4節「3 避難後の状況の変化に応じた措置」を準用する。

4 避難所運営に係る留意点

震災対策編第3章第4節「4 避難所運営に係る留意点」を準用する。

5 新型インフルエンザ等感染症対策

震災対策編第3章第4節「5 新型インフルエンザ等感染症対策」を準用する。

第5節 災害警備計画

大規模災害発生時に、住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、県警察が行う災害警備活動について定める。

なお、県は、県地域防災計画において、県警察の災害警備計画を以下のように定めており、新庄警察署は、この計画に基づき災害警備を実施する。

村	本部事務局
関係機関	新庄警察署

1 災害警備体制の確立

震災対策編第3章第5節「1 災害警備体制の確立」を準用する。

2 災害警備活動の実施

震災対策編第3章第5節「2 災害警備活動の実施」を準用する。

第6節 救助・救急計画

被災者に対し、地域住民、自主防災組織、村、消防団、消防本部、県、警察署及び医療機関等が連携して行う救助・救急活動について定める。

特に大規模な災害が発生した場合は、通信や交通が途絶し、救急需要が急増するとともに、救助隊の到着遅延や活動困難が予想されることに留意する。

村	住民税務部
関係機関	新庄警察署、最上広域市町村圏事務組合消防本部、大蔵村消防団

1 要救助者の通報・捜索

震災対策編第3章第6節「1 要救助者の通報・捜索」を準用する。

2 救助体制の確立

震災対策編第3章第6節「2 救助体制の確立」を準用する。

3 救助活動の実施

震災対策編第3章第6節「3 救助活動の実施」を準用する。

4 負傷者の搬送

震災対策編第3章第6節「4 負傷者の搬送」を準用する。

第7節 消火活動計画

火災による被害を防止し又は被害の軽減を図るため、地域住民、自主防災組織及び消防本部等が実施する消火活動について定める。

村	本部事務局
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部、大蔵村消防団

1 初期消火

震災対策編第3章第7節「1 初期消火」を準用する。

2 火災防ぎょ活動

震災対策編第3章第7節「2 火災防ぎょ活動」を準用する。

3 広域応援要請

震災対策編第3章第7節「3 広域応援要請」を準用する。

第8節 医療救護計画

大規模な災害が発生した場合の困難な条件の下で、一人でも多くの人を救命及び治療することを最優先の目的とし、多数の傷病者等にその時々状況下における最大限の医療を提供するために、村、県及び医療機関等が実施する医療救護活動について定める。

村	健康福祉部、大蔵村診療所
関係機関	最上広域市町村圏事務組合消防本部、(一社)新庄市最上郡医師会、(一社)山形県歯科医師会新庄地区、新庄最上薬剤師会

1 医療救護の実施

震災対策編第3章第8節「1 医療救護の実施」を準用する。

2 医薬品・医療用資機材等の調達

震災対策編第3章第8節「2 医薬品・医療用資機材等の調達」を準用する。

3 在宅難病者への対応

震災対策編第3章第8節「3 在宅難病者への対応」を準用する。

4 避難者の健康管理

震災対策編第3章第8節「4 避難者の健康管理」を準用する。

第9節 遺体対策計画

大規模災害に伴う建造物の倒壊及び火災等により発生する多数の遺体について、主として村が実施する災害応急対策について定める。

村	住民税務部、健康福祉部
関係機関	新庄警察署、最上広域市町村圏事務組合消防本部、大蔵村消防団

1 遺体等の搜索

震災対策編第3章第9節「1 遺体等の搜索」を準用する。

2 遺体の処置等

震災対策編第3章第9節「2 遺体の処置等」を準用する。

3 遺体の埋葬

震災対策編第3章第9節「3 遺体の埋葬」を準用する。

4 広域応援体制

震災対策編第3章第9節「4 広域応援体制」を準用する。

第10節 交通輸送計画

第1 輸送計画

救急・救助、医療救護及び消火活動等の応急活動並びに被災者に対する水、食料及び生活物資の供給等を迅速に展開することを目的として、使用可能な交通資源が限られた状態で、迅速かつ効率的な輸送を確保するために、村が実施する災害応急対策について定める。

村	総務部
関係機関	

1 優先すべき輸送需要

震災対策編第3章第10節第1「1 優先すべき輸送需要」を準用する。

2 輸送の実施

震災対策編第3章第10節第1「2 輸送の実施」を準用する。

3 地域内輸送拠点の開設・運営

震災対策編第3章第10節第1「3 地域内輸送拠点の開設・運営」を準用する。

第2 道路交通計画

道路交通機能の確保を図るため、村、道路管理者及び県警察が実施する道路交通の応急対策について定める。

村	総務部、地域整備部
関係機関	県、新庄警察署

1 災害の未然防止

震災対策編第3章第10節第2「1 災害の未然防止」を準用する。

2 発災直後の被災地の交通路確保

震災対策編第3章第10節第2「2 発災直後の被災地の交通路確保」を準用する。

3 情報の収集・伝達

震災対策編第3章第10節第2「3 情報の収集・伝達」を準用する。

4 災害対策基本法に基づく交通の規制等の措置

震災対策編第3章第10節第2「4 災害対策基本法に基づく交通の規制等の措置」を準用する。

5 緊急輸送道路等の啓開

震災対策編第3章第10節第2「5 緊急輸送道路等の啓開」を準用する。

6 緊急交通路の確保

震災対策編第3章第10節第2「6 緊急交通路の確保」を準用する。

7 道路施設の応急復旧

震災対策編第3章第10節第2「7 道路施設の応急復旧」を準用する。

第11節 各種施設災害応急計画

第1 土砂災害防止施設災害応急計画

災害により土砂災害防止施設が被災し又は被災するおそれがある場合に、その機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、当該施設の管理者が実施する災害応急対策について定める。

村	地域整備部
関係機関	新庄河川事務所、県

1 被害状況調査

震災対策編第3章第11節第1「1 被害状況調査」を準用する。

2 住民の安全確保

震災対策編第3章第11節第1「2 住民の安全確保」を準用する。

3 被害拡大防止措置

震災対策編第3章第11節第1「3 被害拡大防止措置」を準用する。

4 応急復旧

震災対策編第3章第11節第1「4 応急復旧」を準用する。

第2 河川施設災害応急計画

被災した河川施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、これら施設の管理者が実施する災害応急対策及び復旧対策について定める。

村	地域整備部
関係機関	新庄河川事務所、県

1 被害状況調査

震災対策編第3章第11節第2「1 被害状況調査」を準用する。

2 住民の安全確保等

震災対策編第3章第11節第2「2 住民の安全確保等」を準用する。

3 被害拡大防止措置

震災対策編第3章第11節第2「3 被害拡大防止措置」を準用する。

4 応急復旧

震災対策編第3章第11節第2「4 応急復旧」を準用する。

第3 農地・農業用施設災害応急計画

被災した農地・農業用施設の機能を回復し、被害の拡大や二次災害の防止を図るために、県、村及び土地改良区等が実施する災害応急対策及び復旧対策について定める。

村	産業振興部
関係機関	県

1 施設の緊急点検

施設管理者は、24時間雨量が80mm、時間雨量が20mm以上の降雨を観測した場合、速やかに地すべり防止区域及び施設の緊急点検を行う。地すべり防止区域及び施設等に異常や変状が確認され、第三者への危険が予想される場合、関係機関と連携し、避難誘導、通行止め又は立ち入り禁止等の安全対策を行う。

2 被災状況の把握

震災対策編第3章第11節第3「2 被災状況の把握」を準用する。

3 応急対策及び応急復旧対策の実施

震災対策編第3章第11節第3「3 応急対策及び応急復旧対策の実施」を準用する。

第4 電力供給施設災害応急計画

電力供給施設の被害を早期に復旧するために、東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社が実施する災害応急対策及び復旧対策について定める。

なお、県は、県地域防災計画において、東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社の行動、措置を以下のように定めている。

村	本部事務局
関係機関	東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社

1 活動体制の確立

(1) 組織体制の確立

東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社は、災害が発生した場合は防災体制に入ることを発令し、速やかに災害対策組織を設置するとともに、社内及び社外関係機関に連絡する。

(2) 要員の確保

ア 災害対策組織の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。

各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意して防災体制の発令に備え、発令された場合は速やかに出動する。

イ 山形支店、山形支社のみで対応が困難な場合は、他店所や関連企業に応援を要請し、要員を確保する。さらに被害が甚大な場合は、他電力会社及び電源開発株式会社に要員の派遣を要請する。

(3) 自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とすると判断される場合は、知事に対して、自衛隊法第83条第1項に基づく自衛隊の派遣要請を依頼する。

2 被災状況の把握及び広報

震災対策編第3章第11節第4「2 被災状況の把握及び広報」を準用する。

3 応急対策

震災対策編第3章第11節第4「3 応急対策」を準用する。

4 復旧対策

震災対策編第3章第11節第4「4 復旧対策」を準用する。

第5 ガス供給施設災害応急計画

ガスの漏えいによる二次災害を防止し、ガス供給施設を早期復旧するために、液化石油ガス供給事業者が実施する災害応急対策について定める。

村	本部事務局
関係機関	山形県LPガス協会最上支部

1 被災状況の把握

震災対策編第3章第11節第5「1 被災状況の把握」を準用する。

2 利用者への広報

震災対策編第3章第11節第5「2 利用者への広報」を準用する。

3 緊急措置の実施

震災対策編第3章第11節第5「3 緊急措置の実施」を準用する。

4 応援要請

震災対策編第3章第11節第5「4 応援要請」を準用する。

第6 電気通信施設災害応急計画

通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図るために電気通信事業者が実施する災害応急対策について定める。

村	本部事務局
関係機関	東日本電信電話株式会社

1 応急対策

震災対策編第3章第11節第6「1 応急対策」を準用する。

2 復旧計画

震災対策編第3章第11節第6「2 復旧計画」を準用する。

第7 上下水道施設災害応急計画

下水道施設の被災による社会活動への影響を軽減するために、村が実施する下水道施設の災害応急対策及び復旧対策について定める。

村	地域整備部
関係機関	村内上下水道工事取扱業者

1 上水道施設

震災対策編第3章第11節第7「1 上水道施設」を準用する。

2 下水道施設

震災対策編第3章第11節第7「2 下水道施設」を準用する。

3 浄化槽施設

震災対策編第3章第11節第7「3 浄化槽施設」を準用する。

第8 危険物等施設災害応急計画

危険物等施設等において事故が発生した場合又は災害により危険物等施設等が被災した場合に、被害を軽減するため、危険物等施設の管理者が防災関係機関と協力して実施する災害応急対策について定める。

村	本部事務局
関係機関	新庄河川事務所、県、最上広域市町村圏事務組合消防本部

1 危険物施設の災害応急対策

震災対策編第3章第11節第8「1 危険物施設の災害応急対策」を準用する。

2 危険物等流出応急対策

震災対策編第3章第11節第8「2 危険物等流出応急対策」を準用する。

第12節 農林水産業災害応急計画

風水害等による農作物等の被害、農業用施設の損壊、家畜のへい死及び飼養施設の損壊並びに林産及び水産施設の被災等に対応するために、県、村及び農林水産業関係団体等が実施する災害応急対策について定める。

村	産業振興部
関係機関	山形森林管理署最上支署、県、もがみ中央農業協同組合、最北中部漁業協同組合、最上広域森林組合

1 被害状況の把握

震災対策編第3章第12節「1 被害状況の把握」を準用する。

2 二次災害防止措置

震災対策編第3章第12節「2 二次災害防止措置」を準用する。

3 災害応急対策

震災対策編第3章第12節「3 災害応急対策」を準用する。

第13節 生活支援計画

第1 食料供給計画

災害により食料を確保することが困難となった場合における、村が実施する災害応急対策について定める。

村	住民税務部、産業振興部
関係機関	もがみ南部商工会大蔵事務所、もがみ中央農業協同組合

1 食料の調達及び配分

震災対策編第3章第13節第1「1 食料の調達及び配分」を準用する。

2 食料の輸送

震災対策編第3章第13節第1「2 食料の輸送」を準用する。

3 食料の衛生管理、栄養指導

震災対策編第3章第13節第1「3 食料の衛生管理、栄養指導」を準用する。

第2 給水計画

災害が発生した場合に、被災者の生命維持及び人心安定の基本となる飲料水、医療用水、消火用水及び生活用水等を確保するため、村が実施する給水について定める。

村	住民税務部、地域整備部、教育部
関係機関	

1 応急給水

震災対策編第3章第13節第2「1 応急給水」を準用する。

2 住民への広報

震災対策編第3章第13節第2「2 住民への広報」を準用する。

第3 生活必需品等物資供給計画

被災した住民等が、生活必需品等を確保することが困難となり、日常生活に支障を生じ又は支障を生ずるおそれがある場合において、村が生活必需品等の物資を住民等に供給するための対策について定める。

村	住民税務部、産業振興部
関係機関	もがみ南部商工会大蔵事務所、もがみ中央農業協同組合

1 生活必需品等の調達及び配分

震災対策編第3章第13節第3「1 生活必需品等の調達及び配分」を準用する。

2 生活必需品等の輸送

震災対策編第3章第13節第3「2 生活必需品等の輸送」を準用する。

第4 保健衛生計画

災害が発生した場合において、被災地住民の心身の健康を保つために、村及び県が実施する防疫、食品衛生及び精神保健等の保健衛生対策について定める。

村	健康福祉部、大蔵村診療所
関係機関	県、最上保健所、日本赤十字社山形県支部

1 被災状況等の把握

震災対策編第3章第13節第4「1 被災状況等の把握」を準用する。

2 活動体制の確立

震災対策編第3章第13節第4「2 活動体制の確立」を準用する。

3 防疫等資器材の確保

震災対策編第3章第13節第4「3 防疫等資器材の確保」を準用する。

4 保健衛生対策の実施

震災対策編第3章第13節第4「4 保健衛生対策の実施」を準用する。

5 被災動物対策

震災対策編第3章第13節第4「5 被災動物対策」を準用する。

第5 廃棄物処理計画

災害に伴い発生する被災地の災害廃棄物、ごみ及びし尿等の廃棄物を、迅速かつ適正に収集・処理し、生活環境の保全を図るために、主として村が実施する廃棄物処理対策について定める。

村	健康福祉部、地域整備部
関係機関	最上広域市町村圏事務組合

1 災害廃棄物処理

震災対策編第3章第13節第5「1 災害廃棄物処理」を準用する。

2 し尿処理

震災対策編第3章第13節第5「2 し尿処理」を準用する。

第14節 文教施設における災害応急計画

災害発生時における児童生徒等の安全確保及び学校教育活動の早期回復並びに学校以外の文教施設及び文化財の被害の防止又は軽減を図るために、各施設の管理者等が実施する災害応急対策について定める。

村	教育部
関係機関	最上教育事務所

1 学校の応急対策

災害発生時における学校の基本的役割は、児童生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにある。したがって、避難所として指定を受けた学校においても、避難所の運営は、村が主体となり自主防災組織等と連携して行い、学校は可能な範囲内で協力することを基本とする。

(1) 児童生徒等の安全確保

ア 災害発生前の事前措置

(ア) 気象情報等により風水害等の発生が予測される場合の措置

村教育委員会及び校長は、臨時休校や授業短縮による一斉下校等の措置をとり、安全を考慮した上で、帰宅に関して適切な対応をとる。

なお、帰宅しても保護者が家にいない児童生徒等については、緊急連絡先に連絡し、保護者が引き取りに来るまで学校で保護する。

(イ) 校外活動中に風水害等の発生が予測される事態となった場合の措置

引率教職員は、活動を中止して本校に連絡をとり、早急に児童生徒等を安全に帰校させる。交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、児童生徒等の安全を確保し、たうえ本校に連絡し、校長と協議して関係機関に協力を要請する等、臨機に対応を行う。

以下、震災対策編第3章第14節「1 学校の応急対策」を準用する。

2 学校以外の文教施設の応急対策

震災対策編第3章第14節「2 学校以外の文教施設の応急対策」を準用する。

3 文化財の応急対策

震災対策編第3章第14節「3 文化財の応急対策」を準用する。

第15節 要配慮者の応急対策計画

災害が発生した場合に、要配慮者の被害軽減や生活支援を図るために、村及び社会福祉施設等の管理者が、地域住民等の協力を得て実施する災害応急対策について定める。

村	健康福祉部
関係機関	大蔵村社会福祉協議会

1 在宅の要配慮者対策

(1) 風水害等が発生するおそれがある場合の対応

村は、風水害等が発生するおそれがあるときは、高齢者等避難を発表し、避難行動要支援者に対し確実に情報を伝達する。

以下、震災対策編第3章第15節「1 在宅の要配慮者対策」を準用する。

2 社会福祉施設等における要配慮者対策

(1) 事前避難

ア 施設長は、村等から避難指示等が発令された場合又は入（通）所者を避難させる必要があると判断される場合は、直ちに要員を配置して、避難体制を整える。

また、避難の誘導にあたっては、入（通）所者に不安を抱かせないように配慮する。

イ 施設長は、風水害等の状況に応じて、適切な避難場所（屋内、屋外、避難所等）を選択し、避難の誘導を行う。

ウ 夜間又は休日等で、在施設職員数が少数のときは、日頃から連携を図っている近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

以下、震災対策編第3章第15節「2 社会福祉施設等における要配慮者対策」を準用する。

3 外国人の援護対策

震災対策編第3章第15節「3 外国人の援護対策」を準用する。

第16節 応急住宅対策計画

大規模な災害により住家が滅失した被災者のうち、自己の資力では住宅を確保することができない者について、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下この節において「法」という。）が適用された場合に、応急仮設住宅を設置してこれを提供し、又は被害家屋の応急修理を実施し、又は公営住宅等のあっせん等により、その援護を推進するために、県及び村等が実施する災害応急対策について定める。

村	地域整備部
関係機関	県

1 住宅被災状況等の把握

(1) 被災住宅の調査

村は、大規模な災害により住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等に必要な事項について早急に調査を実施する。

- ア 当面の応急仮設住宅の必要戸数
- イ 要配慮者に配慮したバリアフリー応急仮設住宅の必要戸数
- ウ 村の住宅に関する県への要望事項
- エ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

(2) 被害認定調査

村は、「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき被災建築物の被害認定を行う。

県は、村に対し、家屋の被害認定の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の家屋被害認定の迅速化を図る。

2 応急仮設住宅の提供

震災対策編第3章第16節「2 応急仮設住宅の提供」を準用する。

3 被災住宅の応急修理

震災対策編第3章第16節「3 被災住宅の応急修理」を準用する。

4 建物関係障害物の除去

震災対策編第3章第16節「4 建物関係障害物の除去」を準用する。

第17節 災害救助法の適用に関する計画

一定規模以上の災害が発生した場合の応急救助措置に適用される災害救助法（昭和22年法律第118号。以下この章において「法」という。）に係る県及び村の運用について定める。

村	本部事務局
関係機関	県

1 災害救助法の適用基準

震災対策編第3章第17節「1 災害救助法の適用基準」を準用する。

2 被害状況等の判定基準

震災対策編第3章第17節「2 被害状況等の判断基準」を準用する。

3 災害救助法の適用

震災対策編第3章第17節「3 災害救助法の適用」を準用する。

4 災害救助法による救助の種類と実施体制

震災対策編第3章第17節「4 災害救助法による救助の種類と実施体制」を準用する。

5 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

震災対策編第3章第17節「5 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」を準用する。

第18節 自発的支援の受入計画

災害発生時に村内外から寄せられる善意の支援の申入れに適切に対応するため、村、県及び関係機関が実施する対策について定める。

村	健康福祉部、会計部、産業振興部
関係機関	大蔵村社会福祉協議会、日本赤十字社山形県支部

1 災害ボランティア活動

震災対策編第3章第18節「1 災害ボランティア活動」を準用する。

2 義援物資の受入・配分

震災対策編第3章第18節「2 義援物資の受入・配分」を準用する。

3 義援金の受入・配分

震災対策編第3章第18節「3 義援金の受入・配分」を準用する。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 民生安定化計画

被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、村、県及び防災関係機関が実施する、被災者の相談の受付、見舞金の支給及び雇用の確保等の民生安定化対策について定める。

村	総務部、住民税務部
関係機関	新庄公共職業安定所、県、最上広域市町村圏事務組合消防本部、東北電力株式会社、日本郵便株式会社、山形県社会福祉協議会

1 被災者のための相談

震災対策編第4章第1節「1 被災者のための相談」を準用する。

2 見舞金等の支給及び生活資金の貸付

震災対策編第4章第1節「2 見舞金等の支給及び生活資金の貸付」を準用する。

3 雇用の確保等

震災対策編第4章第1節「3 雇用の確保等」を準用する。

4 住宅対策

震災対策編第4章第1節「4 住宅対策」を準用する。

5 租税の特例措置

震災対策編第4章第1節「5 租税の特例措置」を準用する。

6 公共料金の特例措置

震災対策編第4章第1節「6 公共料金の特例措置」を準用する。

7 被災者への各種措置の周知

震災対策編第4章第1節「7 被災者への各種措置の周知」を準用する。

第2節 金融支援計画

被害を受けた農林漁業者及び中小企業等の早期復旧及び事業経営の維持安定を図るため、県及び村が実施する金融支援対策について定める。

村	産業振興部
関係機関	県、もがみ中央農業協同組合、最上広域森林組合

1 農林漁業関係

震災対策編第4章第2節「1 農林漁業関係」を準用する。

2 中小企業関係

震災対策編第4章第2節「2 中小企業関係」を準用する。

第3節 公共施設等災害復旧計画

被害を受けた公共施設等の早期復旧を図るため、被害状況の調査、激甚災害指定の調査及び災害査定等、災害復旧に向けた一連の手続きを定める。

村	各部
関係機関	県

1 被害状況の調査と県への報告

震災対策編第4章第3節「1 被害状況の調査と県への報告」を準用する。

2 激甚災害指定の調査と推進

震災対策編第4章第3節「2 激甚災害指定の調査と推進」を準用する。

3 災害復旧関係技術職員等の確保

震災対策編第4章第3節「3 災害復旧関係技術職員等の確保」を準用する。

4 資金計画

震災対策編第4章第3節「4 資金計画」を準用する。

5 国による権限の代行

震災対策編第4章第3節「5 国による権限の代行」を準用する。

第4節 災害復興計画

大規模な災害により社会経済活動に甚大な被害が発生した場合に、県及び村が住民、民間事業者及び施設管理者等と連携して実施する災害復興対策について定める。

村	各部
関係機関	県

1 復興対策組織体制の整備

震災対策編第4章第4節「1 復興対策組織体制の整備」を準用する。

2 復興基本方針の決定

震災対策編第4章第4節「2 復興基本方針の決定」を準用する。

3 復興計画の策定

震災対策編第4章第4節「3 復興計画の策定」を準用する。

4 復興事業の実施

震災対策編第4章第4節「4 復興事業の実施」を準用する。

5 住民合意の形成

震災対策編第4章第4節「5 住民合意の形成」を準用する。

第5章 個別災害対策計画

第1節 水害対策計画

第1 水防管理団体等体制整備計画

洪水による水害を防止するために、村が実施する水防活動体制の整備について定める。

村	本部事務局
関係機関	新庄河川事務所、県、大蔵村消防団

1 水防管理団体の責務

(1) 村の責務

村は、その区域における水防を十分に果たすべき責務を有する。

(2) 水防管理者の責務

水防管理団体の長である村長は、平常時から水防団による地域水防組織の整備を図る。

(3) 水防計画の策定・公表

村長は、県水防計画に応じて毎年出水期までに水防計画を定め、関係機関に周知する。

水防計画の策定に当たっては、洪水等の発生時における水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するため、水防計画に河川管理者の協力について定める場合は、河川管理者と協議し当該計画に定める。

2 水防体制の整備

(1) 水防活動体制の整備

ア 村は、指定水防管理団体として、毎年出水期前に1回以上の水防訓練を行う。

イ 村長は、河川ごとに、重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討する。

ウ 河川、砂防施設等の公共施設管理者は、平常時及び出水期の巡視はもとより、災害時における所管施設の緊急点検や応急復旧等を実施する体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄に努める。

エ 村長等は、堰及び水門等の適切な操作を定めたマニュアルを作成するとともに、その操作に習熟した人材の育成に努める。

(2) 水防団等の育成強化

ア 村長は、平常時から水防団、水防協力団体の研修及び訓練を実施するとともに、広報活動を行い、水防団組織等の充実と習熟に努める。

イ 村長は、自主防災組織が常に有効に機能するよう、リーダーに対する研修を定期的で開催するとともに、防災訓練を実施する。

ウ 青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

3 浸水想定区域内の要配慮者施設等の避難確保等の取組み

村は、浸水想定区域内の高齢者等利用施設等の所有者等に対し、洪水予報等を伝達するため、地域防災計画にその施設ごとの連絡方法等を定める。

各施設の所有者等は、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等に努める。

第2 洪水予報・水防警報伝達計画

災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に資するために、気象や水防情報等を、水防関係機関及び住民に迅速かつ適切に伝達するための計画について定める。

村	本部事務局
関係機関	山形地方气象台、新庄河川事務所、県

1 洪水予報の発表と伝達

国土交通省と気象庁又は県と気象庁は、水防法（以下この章において「法」という。）第10条、第11条及び気象業務法第14条の2に基づき、洪水のおそれがあると認められるときは、共同して洪水予報を行い、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

最上川中流部においては、国土交通省新庄河川事務所と山形地方气象台が共同して発表する。

村には、新庄河川事務所及び最上総合支庁から洪水予報が伝達される。

村は、村地域防災計画の定めるところにより、浸水想定区域におけるハザードマップ等を活用しながら避難場所の周知等も含め、関係住民及び水防関係機関へ伝達、周知する。

2 水防警報の発表と伝達

国土交通大臣は、法第16条第1項の規定により、水防上特に重要な河川等を指定し、当該河川等について水防活動の必要が予測され又は現に水防活動を必要とするときは、「水防警報」を発表する。水防警報が発せられたときは、村は、水防団及び消防機関を出動準備させ又は出動させる。

水防警報が発せられない河川の水防予知は村長が行うものとし、必要がある場合は、水防警報に準じて措置する。

(1) 水防警報の概要

ア 水防警報の発表

最上川中流においては、国土交通省新庄河川事務所長が水防警報を発する。

イ 水防警報の内容

水防警報の内容は、各河川の水位の状況に応じて、概ね次のとおりである。

第1段階	待機	水防団員の足留を行う（国土交通省のみ）
第2段階	準備	水防資機材の準備点検、水門等の開閉の準備及び水防団幹部の出動等に対するもの。
第3段階	出動	水防団員の出動を通知するもの。
第4段階	解除	水防活動の終了を通知するもの。

(2) 水防警報の伝達

国土交通省新庄河川事務所長は、水防警報を発し又は解除したときは、県水防計画に基づき、電子メール、電話等により、県河川課、東北地方整備局及び関係する他の河川国道事務所等に連絡する。

警報を受けた県河川課は、関係総合支庁建設部、関係市町村、警察本部、報道機関、山形地方气象台及び県防災危機管理課に伝達する。総合支庁建設部は、水門管理者等に伝達する。本村には、総合支庁より伝達される。

第3 水防活動計画

洪水による風水害が発生し又は発生が予想される場合に、村がこれを警戒・防ぎよし、被害を軽減するための水防活動について定める。

村	本部事務局、地域整備部
関係機関	山形地方気象台、新庄河川事務所、県、大蔵村消防団

1 村の水防活動の基準

村は、次の段階に従って村水防団又は消防機関を出動させ、水防活動に万全を期さなければならない。

- (1) 常に管下河川を巡視すること。
- (2) 気象等に関する注意報、警報が発令された場合は、速やかに連絡員をおき関係機関の連絡を密にすると共に、水位、流量等の諸情報を集めて出動に備えること。
- (3) 洪水予報が発せられた場合は、連絡員は水防支部（最上総合支庁、以下本節において同じ）と密接な連絡を保持し、併せて団員等の居所を明確にする等、出動の準備を整えておくこと。
- (4) 水防警報が発令されたとき又は警戒水位に達するおそれがあるときは、出動準備を連絡し団員の待機をもとめると共に一般に周知せしめること。

また、水位が氾濫注意水位に達した時は、山形県水防信号規則第一号により地域住民に周知する。

- (5) 氾濫注意水位に達し、なお上昇するのおそれがあるときは、村は状況をよく判断の上、団員を出動させ水防作業を開始する。
- (6) 水防のためやむを得ない必要があるときは、村内に居住する者又は水防の現場に居る者を水防活動に従事させることができる（法第24条）。
- (7) 緊急の必要がある場合は、他の水防管理団体、消防機関に出動を要請し又は警察署に協力を要請することができる（法第22条及び第23条）。
- (8) 自衛隊の出動を求める場合は、水防支部を経由して水防本部（県土整備部、以下本節において同じ）にその旨要請する。
- (9) 著しい危険が切迫していると認められるときは、警察署長に通知の上、避難のための立ち退きを指示しなければならない（法第29条）。
- (10) 堤防決壊等の場合は、できる限り被害の拡大を防止するよう努めるとともに、直ちに所轄水防支部、警察署その他の関係機関に通報しなければならない（法第25条及び第26条）。
- (11) 水位が氾濫注意水位を下り危険が去ったと認められるときは、村は、水防団又は他の協力者の出動を解除する。
- (12) 村は、随時水防活動に関する諸報告を行うと共に水防活動終了後、水防活動実施報告及び災害報告等を、水防支部を経由して水防本部に提出しなければならない（法第47条第2項）。

2 気象状況の通知

県知事は、法第10条の規定により、気象台より気象状況の通知を受けたときは、直ちに気象台と常時連絡体制をとると共に、連絡系統図に基づき速やかに水防支部、村に対しその気象状況を通知する。

村は、必要があると認めるときは、その内容を一般住民に周知する。

3 巡視及び警戒

(1) 巡視

村、水防団長又は消防機関の長は、法第9条の規定により、最上川等の河川を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(2) 非常警戒

村は、水防警報が発令された場合、水防区域の監視及び警戒を厳にし、現在工事中の箇所及び既往災害箇所、その他特に必要な箇所を重点的に巡視するとともに、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに水防支部に連絡すると共に水防作業を開始する。

- ア 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- イ 表法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ウ 天端の亀裂又は沈下
- エ 堤防の越水状況
- オ 樋門の両袖又は低部よりの漏水と扉の絞り具合
- カ 橋梁その他の構造物との取付部分の異常

4 水防作業

(1) 要旨

洪水時において堤防に異常が発生する時期は、洪水継続時間にもよるが、概ね水位が最大るとき又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水位の3/4位に減水したときが最も危険）ことから、洪水が最盛期を過ぎても警戒を厳にしなければならない。

(2) 工法

水防工法は、堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその付近で入手しやすい工法を選定するが、当初に施工した工法で成果が認められないときは、これに代わるべき工法を順次実施し、被害の防止に努める。

(3) 水防用資材器具及び運搬具

水防用資材器具及び運搬具は、原則として各水防管理団体において整備し、県は側面的に援助をなす（法第41条及び第44条）。

村は、その所有している器具、運搬具等を非常時に際して有効に活用できるよう準備する。

5 避難のための立退き

(1) 退去の呼びかけ

村長は、河川が増水し危険が及ぶおそれがあると認められる場合は、河川管理者及び県警察等と協力して、河川にいる者に退去するよう呼びかける。

(2) 避難のための立退の指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、村長、その命を受けた村の職員は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退くべきことを指示することができる。村長が指示する場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない（法第29条）。

(3) 避難及び立退き

村長はあらかじめ避難先及びその経路等を定め、地域住民に周知する。

6 災害発生時の処理

(1) 堤防、溜池又は角落し等が決壊した場合は、村長、水防団長及び消防長等はできる限り被害の増大を防止するよう努める。

(2) この場合、村長は直ちに次の処置をとる。

ア 居住者に対する立退き指示、避難誘導等

イ 水防支部、所轄国土交通省事務所、隣接水防管理団体及び警察署への急報

7 水防解除

(1) 村長は、水位が警戒水位を下廻り水防活動の必要がないと判断したときは、水防解除を命ずる。

(2) 水防解除を命じたときは、直ちに県水防支部に連絡するとともに、これを一般に周知する。

第4 応援計画

村	本部事務局
関係機関	新庄河川事務所、県、新庄警察署

1 地元住民の応援

村長、水防団長又は消防機関の長は、水防のため止むを得ず必要がある時は、村内に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。(法第24条)

2 警察官の応援

村長は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。(法第22条)

3 他の水防管理団体の応援

水防のため緊急の必要があるときは、村長は他の水防管理者又は消防機関の長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者はでき得る限りその求めに応じ、応援に派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。(法第23条)

4 協定

村は、法第23条に規定する応援が円滑、迅速に遂行できるようあらかじめ協定を締結しておく。

5 自衛隊の応援

村長は、水防のため必要と認めるときは、県に対し、自衛隊の出動の要請を要求する。

第2節 大規模土砂災害対策計画

土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において、土砂災害から住民等の生命及び身体を保護するために、県、国土交通省、村が実施する大規模土砂災害対策について定める。

村	本部事務局、地域整備部
関係機関	新庄河川事務所、県

1 緊急調査

県及び国土交通省は、大規模土砂災害現象の発生を覚知した場合は速やかに現地を確認し、下表に示す重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況があると認められるときは、緊急調査に着手する。

緊急調査は、重大な土砂災害が想定される区域及び時期を明らかにするための調査を実施する。

また、国土交通省は、必要に応じて国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や専門技術者等を派遣して、二次災害の危険性等について県及び市町村に助言を行う。

〈重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況〉

項目	内容	緊急調査実施機関
河道閉塞による 湛水を発生原因 とする土石流	河道閉塞の高さがおおむね20m以上ある場合 おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
河道閉塞による 湛水	河道閉塞の高さがおおむね20m以上ある場合 おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
火山噴火に起因 する土石流	河川勾配が10度以上である区域のおおむね5割以上 に1cm以上の降灰等が堆積した場合 おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合	国土交通省
地すべり	地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又 は広がりつつある場合 おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合	県

2 土砂災害緊急情報

県又は国土交通省は、法第60条第1項及び第6項の規定による避難指示の発令の判断に資する情報として、緊急調査によって得られた情報（土砂災害緊急情報）を県にあっては市町村に、国土交通省にあっては県及び市町村に通知するとともに、報道機関及びそれぞれのホームページ等により一般に周知する。

県及び国土交通省は、市町村が適切な避難判断を行うことができるよう、判断基準の設定について助言等を行う。

3 避難指示

村は、県又は国土交通省からの土砂災害緊急情報を受け、法第60条第1項及び第6項の規定に

よる避難指示を適切に発令し、住民等が速やかに避難できるようにするため、事前に避難判断基準の設定や避難所等を示したハザードマップの作成、住民等への伝達方法等、警戒避難体制の整備に努める。

第3節 火山災害対策計画

噴火等の火山現象による被害を防止し又は軽減するために、村、県及び防災関係機関が実施する火山災害対策について定める。

村	本部事務局
関係機関	山形地方気象台（仙台管区気象台）

1 火山災害対策の基本的な考え方

火山噴火予知連絡会は、平成15年1月に「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」を活火山と定義した。県内では鳥海山、蔵王山、吾妻山及び肘折が活火山と定義されており、県地域防災計画では、鳥海山、蔵王山、吾妻山及び肘折を対象としている。

村域にある肘折は、カルデラ形成が約1万年前で、それ以降の噴出物を残す火山活動は確認されておらず、気象庁の常時観測火山ともなっていない。

このことから、肘折への対応は、仙台管区気象台地域火山監視・警報センターの広域地震観測網による監視結果や調査観測結果が掲載される火山活動解説資料等の火山情報を注視し、必要に応じて行う。

なお、他の火山については、噴石、火砕流といった影響はないため、降灰による被害対応を中心に対策を行う。

2 噴火警報等の発表及び伝達

(1) 異常の覚知

村は、火山の噴火等に関する異常を覚知したときは、直ちに山形地方気象台に連絡する。

連絡を受けた山形地方気象台は、仙台管区気象台に連絡するとともに、県、県警察本部、地元市町村及び消防機関等との連絡体制を強化する。

また、県消防防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターは、上空からの観測・情報収集活動に協力するとともに、県は必要に応じて自衛隊にもヘリコプターの出動を要請する。

(2) 噴火警報・噴火予報等の内容と発表

仙台管区気象台は、必要に応じて噴火警報及び噴火予報を発表する。

ア 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）

噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生や危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表するもの。

「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」として発表する。

噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

イ 噴火予報

火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

〈噴火警報・予報の種類（噴火警戒レベルが運用されていない火山）〉

種別	名称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報（居住地域） 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口 側	居住地域及びそれよ り火口側の範囲にお ける嚴重な警戒 居住地域嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及 ぼす噴火が発生、あるいは発 生すると予想される。
警報	噴火警報（火口周辺） 又は 火口周辺警報	火口から居住 地域近くまで の広い範囲の 火口周辺	火口から居住地域近 くまでの広い範囲の 火口周辺における警 戒 入山危険	居住地域の近くまで重大な 影響を及ぼす（この範囲に入 った場合には生命に危険が 及ぶ）噴火が発生、あるいは 発生すると予想される。
		火口から少し 離れた所まで の火口周辺	火口から少し離れた 所までの火口周辺に おける警戒 火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす（こ の範囲に入った場合には生 命に危険が及ぶ）噴火が発 生、あるいは発生すると予想 される。
予報	噴火予報	火口内等	活火山であることに 留意	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火 口内で火山灰の噴出等が見 られる（この範囲に入った場 合には生命に危険が及ぶ）。

(3) 降灰予報の内容と発表

気象庁及び仙台管区气象台は、必要に応じ降灰予報を発表する。

ア 降灰予報（定時）

(ア) 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間毎）に発表

(イ) 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供

イ 降灰予報（速報）

(ア) 噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表

(イ) 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表

(ウ) 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表

(エ) 事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で）発表

(オ) 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供

ウ 降灰予報（詳細）

(ア) 噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高等）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行い発表

(イ) 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表

(ウ) 降灰予報（定時）が未発表の火山では、降灰に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測

された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表

(エ) 降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表

(オ) 降灰予測計算結果に基づき、噴火後 20～30 分程度で発表

(カ) 噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供

〈降灰予報で使用する降灰量階級表〉

名称	厚さ キーワード	イメージ		影響ととるべき行動		その他の影響
		路面	視界	人	道路	
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる。	視界不良となる。	外出を控える。 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が始まる。	運転を控える。 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる。	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある。
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ < 1mm 【注意】	白線が見えにくい。	明らかに降っている。	マスク等で防護。 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある。	徐行運転する。 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある。 道路の白線が見えなくなるおそれがある。 （およそ 0.1～0.2mm で鹿児島市は除灰作業を開始）	稲等の農作物が収穫できなくなったり、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある。
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる。	降っているのがようやくわかる	窓を閉める。 火山灰が衣服や身体に付着する。 目に入ったときは痛みを伴う。	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある。	航空機の運航不可。

(4) 火山現象に関する情報等の内容と発表

噴火警報・噴火予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁及び仙台管区气象台が発表する。

ア 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項について、必要に応じて定期的又は臨時に発表する。

臨時に発表する際は、火山活動によるリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表する。

イ 噴火速報

村民や観光客等、火山の周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生事実を迅速に発表する。

ウ 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。

エ 月間火山概況

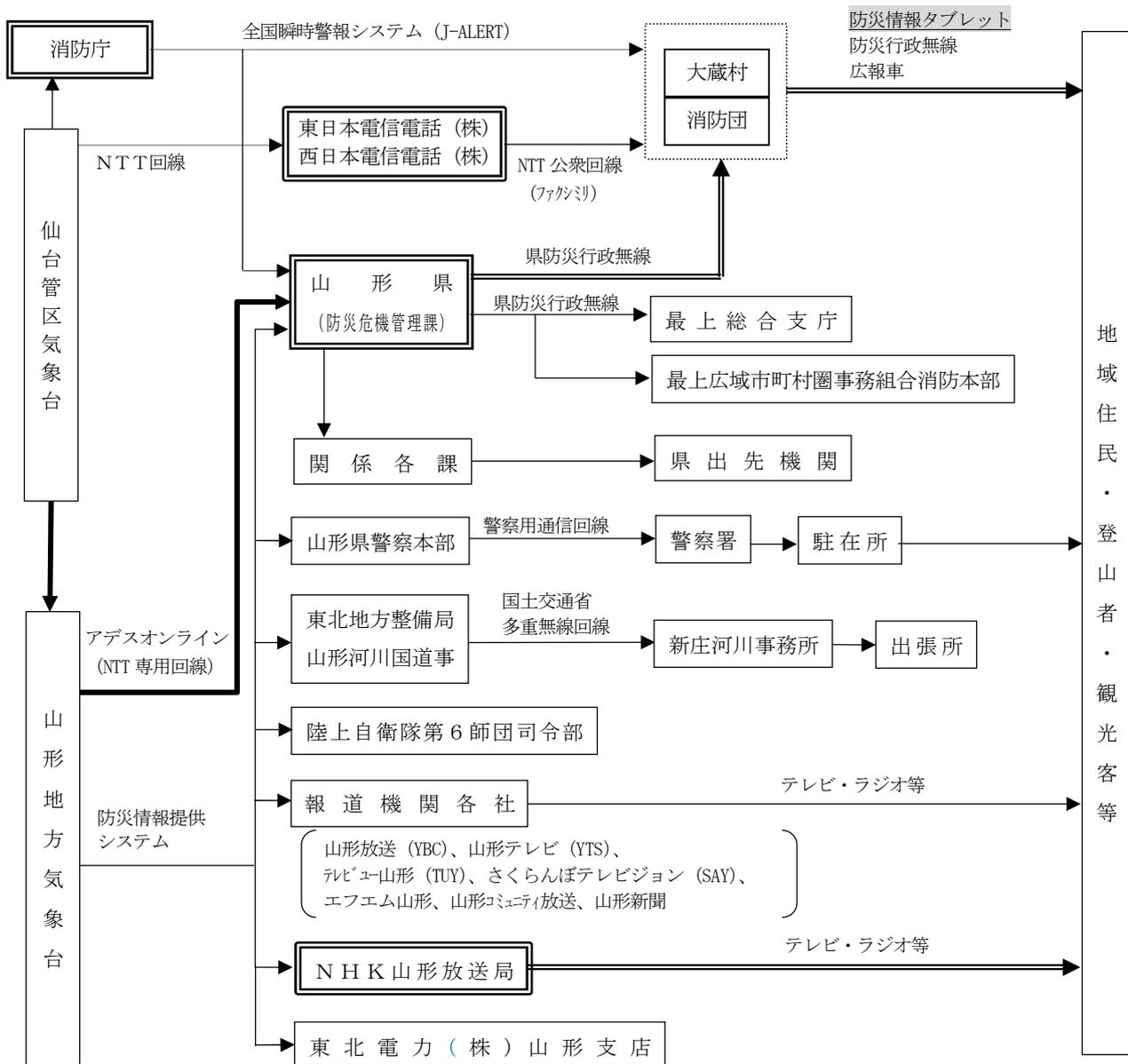
前月 1 ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、原則として毎月上旬に発表する。

オ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を発表する。

(5) 噴火警報・予報等の伝達

噴火警報・予報等は、仙台管区気象台から発表され、山形地方気象台を經由して、県、関係機関、村に伝達され、村は村民、登山者、観光客等へと伝達する。その経路は次のとおりである。



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先
 注) 太線の経路は、「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表された際に、活火山法第12条によって通報もしくは要請等が義務づけられている伝達経路
 注) 二重線の経路は、
 ・上記の活火山法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報（臨時）」の通報もしくは要請等
 ・特別警報に位置づけられている噴火警報（居住地域）について、気象業務法第15条の2による通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

〈情報伝達経路図〉

3 降灰対策の実施

(1) 降灰情報の周知

村は、降灰により村域に影響が予想される場合は、防災行政無線、広報車等により、降灰の予想、外出時の注意喚起や心がけ等を周知する。

(2) 降灰対策

村は、火山噴火に伴う降灰により火山周辺地域の住民の生活や農林水産業等に支障を生じた場合は、活動火山対策特別措置法に基づく降灰除去事業や各種資金の融通等の施策を実施し、その軽減に努める。

第4節 雪害対策計画

第1 ライフライン等確保計画

降雪期における交通、電力及び通信を確保するために、村が実施する雪害対策について定める。

村	本部事務局、地域整備部
関係機関	県、東北電力ネットワーク株式会社、東日本電信電話株式会社

1 交通の確保

(1) 村管理道路

豪雪等に対し、緊急に道路交通及び鉄道交通を確保できるよう、村は、迅速かつ的確な除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員の動員、施設並びに連絡手続き等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の計画的な備蓄を行う等、最大限の効率的・効果的な除雪に努める。

特に、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）に対しては、県、村及び高速道路事業者が人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両停滞を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

また、熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、村は、契約方式の検討を行う等、担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

なお、村は毎年「道路除雪計画」を定め、除排雪を実施して雪害予防に努める。

ア 除雪体制

村内の道路、公共施設及び住宅等の立地状況を勘案し、気象状況、積雪状況に応じた除雪体制を整える。

イ 除雪路線

路線の選定にあつては、主な幹線道路、バス路線、地域的に主要な道路及び公共、公益施設への道路を主体として選定する。

ウ 除雪目標

交通確保の重要度に応じ、除雪路線ごとの除雪目標を定め、迅速・効率的な除雪を実施する。

キ 災害未然防止活動

(ア) 災害リスクの把握

集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、車両の立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握するよう努める。

(イ) 車両の運転者への啓発

集中的な大雪が予測される場合は、不要・不急の道路利用を控えること、車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくこと等、防災知識の普及を図る。

(2) 消融雪施設等の整備

村及び県は、道路交通の確保が必要と認められる道路及び家屋、家屋周辺における除排雪を

可能とするため、次により消融雪施設等の整備を行う。

ア 消雪パイプの整備

(ア) 人家連たん区域、交通量の多い交差点及び急坂路等、機械除雪作業の効率が著しく低下する道路に、消雪パイプの整備を行う。

また、消雪パイプの地下水揚水に伴う地盤沈下の防止を図るため、無散水消雪施設当の拡充にも努める。

(イ) 消雪パイプは、降雪期前に点検整備を行うとともに、使用期間中においても定期的に維持管理を行う。

イ 流雪溝の整備

集落において迅速かつ的確な除排雪活動を実施するため、機械除雪、消雪パイプ及び無散水消雪施設の整備と組み合わせて、流雪溝の面的整備の促進に努める。

(3) 地吹雪対策の促進

村及び県は、地吹雪による交通の途絶及び事故防止を図るため、地吹雪の発生箇所を把握して必要な施設の整備を図るとともに、利用者への啓発を実施する。

ア 地吹雪施設の整備

道路管理者は、地吹雪発生箇所に防雪柵を設置して地吹雪による災害の防止を図るとともに、気象観測装置及び監視カメラ等を整備し、降雪期の道路状況の把握に努める。

イ 利用者への啓発

村、消防本部及び警察署等は、地吹雪対策連絡会において地吹雪の対策について検討するとともに、過去の事故・災害等を踏まえた地吹雪マップやチラシを作成し、相互に協力して利用者への啓発に努める。

(4) 住民等への広報

道路管理者は、雪害による被害を防止し又は軽減するとともに、交通の混乱を防止するため、住民に対して積雪期における交通状況及び交通確保対策の実施状況について、適時適切な広報に努める。

2 電力の確保

東北電力ネットワーク株式会社及び山形支社は、積雪時における電力の供給を確保するため、次により送電線路及び配電線路等の雪害予防及び復旧体制の整備を図る。

なお、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、県との連携の拡大に努める。

(1) 施設の雪害予防措置

ア 送電線路

(ア) 降雪期前に雪害予防の巡視を実施し、送電線路の補修、整備を行う。

(イ) 樹木の接触や倒木による断線防止のため、基準離隔距離が保てるよう、樹木所有者と協議のうえ伐採等を行う。

(ウ) 着雪による断線及び着雪、落雪時のはね上がりによる混触断線を防止するため、割り込み鉄塔による危険箇所の解消、腕金改造による電線間隔の拡大、がいの吊型変更及び中間スペーサーの取り付けを実施する。

(エ) 冠雪、雪崩又は雪圧による停電を防止するため、適時パトロールを実施し、冠雪落としや支持物除雪等を行う。

イ 配電線路

(ア) 降雪期前に雪害予防の巡視を実施し、配電線路の補修、整備を行う。

(イ) 樹木の接触や倒木による停電防止のため、樹木所有者と協議のうえ樹木の枝おろし、伐採及び倒木ガードワイヤーの設置等効果的措置を実施する。

なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努める。

(ウ) 着雪による断線等の停電を防止するため、難着雪電線を使用する。

(エ) 冠雪、雪崩又は雪圧による停電を防止するため、時期をとらえたパトロールを実施し、冠雪落としや支線除雪等を行う。

(2) 復旧体制の整備

ア 豪雪時における電線路障害の早期復旧を図るため、主要な支社に雪上車を配置し、障害地点への人員、資材の輸送手段を確保する。

イ 送電設備の巡視については、ヘリコプター・ドローンによる空中査察を行う。

3 通信の確保

(1) 電気通信事業者の雪害予防措置

電気通信事業者は、雪害のおそれのある電気通信設備等についての融雪構造化及び通信網の整備を推進し、雪害の未然防止と重要通信の確保を図る。

なお、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、県との連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努める。

ア 設備の耐雪構造化

(ア) 電柱引上げ部分等の被害防止のため、凍結防止用PEパイプを取り付ける。

(イ) 積雪、寒冷地用屋外線への取り替えを計画的に実施する。

イ 通信網の整備

(ア) 雪害が発生した場合、重要通信を確保し通信不能地域をなくすため、主要伝送路のループ化構成又は2ルート化構成を図る。

(イ) 停電に備え、主要な電気通信設備の予備電源の整備、維持を図る。

ウ 迅速な復旧態勢の確保

被災した設備の迅速な復旧を図るため、災害対策用機器、無線車等を主要場所に配備する。

(2) 孤立地区における通信確保

村及び電気通信事業者は、豪雪により孤立が予想される地区の災害による有線通信の途絶に備え、次により通信手段の多ルート化に努める。

ア 地域防災無線設備及び停電時における補助電源設備の整備

イ 衛星携帯電話の整備

ウ 簡易移動無線局の冬期間における臨時設置

エ アマチュア無線の活用の整備

第2 雪崩防止計画

山間多雪地帯において、生活や産業活動の安全な環境を確保するため、村、警察、消防機関及び施設管理者等が実施する雪崩防止対策について定める。

村	本部事務局、地域整備部
関係機関	山形森林管理署最上支署、新庄河川事務所、県、新庄警察署、最上広域市町村圏事務組合消防本部

1 雪崩危険箇所の調査・周知

(1) 雪崩危険箇所の調査・点検

村、県及び関係機関は、既存資料の収集・整理や地図・空中写真の計測・判読の他、定期的な現地の調査点検や聞き取り調査を組み合わせ、雪崩危険箇所を把握する。

(2) 雪崩危険箇所の周知

県は、雪崩危険箇所を周知するため、関係市町村や関係防災機関に資料及び情報を提供する。

村は、雪崩危険箇所を村地域防災計画に登載するとともに、特に学校、福祉等の施設や多数の住民が集まる施設等について留意し、地域住民への周知徹底を図る。

2 雪崩防止施設等の整備

国、県及び村は、雪崩施設の機能を十分に発揮できるように、地形、土質、勾配及び雪崩の種類等の条件や防護対象物を考慮して適宜・適切な施設を選定し、雪崩防止施設等の整備を推進するとともに、警戒避難体制の整備を含めた総合的な雪崩災害予防対策に努める。

(1) 雪崩予防施設の整備

雪崩発生のおそれがあり、人的・物的被害が予想される箇所に対し、雪崩防止林、階段工、予防柵、予防壁及び導流工等の雪崩予防施設の設置に努める。

(2) 雪崩防護施設等の整備

道路及びその付属施設の保全並びに交通の安全を確保するため、防護柵、防護擁壁及びスノーシェッド等の防護施設の整備に努める。

(3) 砂防・治山の施設整備

雪崩、融雪等による河川、沢等のせき止めは、洪水、土石流災害を引き起こす原因となることから、砂防、治山等の施設整備に努める。

(4) 雪崩防止・設備の点検整備

雪崩防止施設の管理者は、雪崩防止施設の機能を有効に発揮させるために、積雪前に定期的な整備、点検に努める。

また、降雪時において積雪の状況を把握するとともに、積雪深計、雪崩監視装置の設置に努めるほか、パトロール及び巡視員等による整備、点検を行う。

3 危険箇所の警戒

(1) 道路等の危険箇所の点検

道路管理者は、積雪期間中、雪崩危険箇所の点検を適宜実施し、雪崩の早期発見と事故防止に努める。

(2) 村による監視

村は、消防本部と協力して雪崩危険箇所への巡視を行うとともに、雪崩危険箇所に近接している民家、不特定多数の者が利用する公共施設、集会施設及び旅館等を対象に、雪崩監視装置を設置する等警戒態勢の整備を図る。

また、危険箇所のある集落への連絡員の配置に努め、雪崩発生の兆候及び雪崩を発見したときの通報、警戒にあたらせる。

(3) 県及び警察の協力体制

県は、村から応援要請があったときは、新庄警察署と協力のうえ危険箇所の巡視を行い、警戒及び住民の避難に関して指導する。

(4) 住民の心構え

地域住民は、居住地周辺の地形、積雪の状況及び気象状況等に注意し、雪崩の兆候等異常な事態を発見した場合は、直ちに近隣住民及び村役場に通報し、必要に応じて自主的に避難する。

4 事前回避措置の実施

(1) 住民への雪崩情報の周知

ア 村は、気象状況、積雪の状況及び危険箇所の巡視結果等を分析し、雪崩の発生の可能性について住民に適宜広報を行い、注意を喚起する。

イ 村は、雪崩の発生により人家に被害を及ぼす可能性が高いと認めるときは、住民に対し避難指示を行う。また、住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等への受入体制をとるとともに、十分な救援措置を講じる。

(2) 道路施設等の対策

道路管理者は、雪崩の発生しそうな箇所を発見したときは、当該区間の車両の通行を一時停止し、雪庇落とし等の雪崩予防作業を行い、雪崩発生の事前回避に努める。

5 雪崩発生時の応急措置

(1) 雪崩発生状況の把握及び被災者の救助

ア 村は、自らの巡視又は他の関係機関及び住民等からの通報により雪崩の発生を覚知したときは、直ちに被害の有無を確認し、県へ状況を報告する。

イ 村は、住民等が被災した場合、直ちに消防本部及び警察署と連携し救助作業を行うとともに、必要に応じて県に自衛隊の派遣要請を行う。

ウ 村は、住居を失った住民を公共施設等に受け入れ、十分な救援措置を講じる。

(2) 道路等施設の被災時の対策

ア 道路管理者は、雪崩により施設が被災した場合、直ちに当該区間の車両の通行を一時停止するとともに、応急復旧措置を行い、交通の早期回復に努める

また、避難者がいる場合は直ちに最寄りの消防機関及び県警察に通報して救援を求めるとともに、自らも救出作業に当たる。

イ 村は、雪崩による通行止めが長時間にわたり、通行車両中に運転者等が閉じ込められる事態となったときは、施設管理者からの要請又は自らの判断により、炊き出し、毛布等の提供、避難施設への一時受入等を行う。

(3) 孤立集落住民の救助

村は、雪崩による交通途絶のため、集落の孤立が長時間に及ぶと認めるときは、県に対しヘリコプターの要請を行い、医師、保健師、看護師等の派遣及び医薬品、食料、生活必需品の輸

送、救急患者の救助、もしくは集落住民全員の避難救助を実施する。

(4) 二次災害の防止

村は、雪崩が河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害の拡大防止を要請する。

第3 住民生活の安全確保計画

積雪期における住民生活の安全を確保するために、村及び県が実施する雪害予防計画について定める。

村	本部事務局
関係機関	県

1 一般建築物の雪害対策

(1) 住宅・建築物の安全性に対する指導

県及び村は、建築物の新築、改良工事等を行う所有者に対し、住宅密集地区の状況や敷地の状況等による周辺への影響を充分配慮した屋根雪処理とするよう指導に努める。

(2) 克雪住宅の普及推進

核家族化や高齢化の進行に伴い、自力で屋根雪処理を実施できない世帯が増加しており、雪下ろしの労働力確保も難しくなっていることから、県及び村は、屋根雪荷重による家屋倒壊の防止を兼ねた克雪住宅の普及指導に努める。

(3) 豪雪地帯の要援護世帯に対する除雪援助

村は、高齢者世帯等の要援護世帯に対し民生委員、福祉団体等による訪問等を行い、積雪状況等の把握に努めるとともに、これらの世帯の除雪にあたっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な取り組みが実施されるよう啓発する。また、必要によっては、除雪業者のあっせんを行う。

(4) 屋根雪等による事故防止の啓発

村は、屋根雪等による事故防止について、は県の発表する「雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報」等を活用し、住民に対する啓発に努める。

ア こまめな雪下ろしの励行

イ 雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止

ウ 雪下ろし中の転落による事故防止

エ 家屋用除雪機のロータリーによる事故防止

オ 非常時における出入り口の確保

カ 換気口の確保

2 孤立集落対策

村は、豪雪のため孤立が予想される集落及び過疎・高齢化の進行により集落機能が弱体化している集落について、生活道路の除雪、高齢者世帯等の除雪及び救急患者輸送対策等の推進に努める。また、集落センター等の収容避難所の電気、通信等のライフラインの雪害予防対策を講じるとともに、収容避難所で使用する暖房設備、燃料、携帯暖房品、食料及び救助資機材等の整備、備蓄に努める。

3 消防水利の整備

村は、積雪期にも配慮した消防力と救急体制の充実強化を図るとともに、多雪地に適するように消火栓位置が確認できる消火栓標識等の整備や立上がり吸水管付防火水槽の整備に努める。

第5節 航空機災害対策計画

村域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合に、県、村、消防、県警察、医療機関等の防災関係機関が実施する災害応急対策について定める。

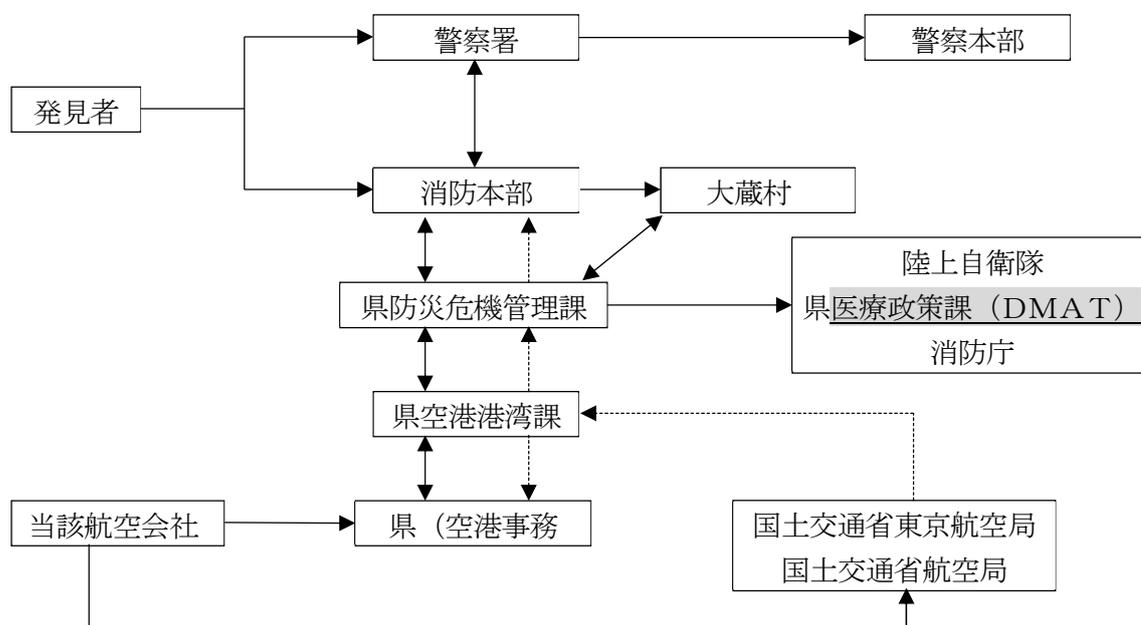
村	本部事務局、大蔵村診療所
関係機関	県、新庄警察署、最上広域市町村圏事務組合消防本部、大蔵村消防団

1 事故状況の把握及び広報

(1) 事故情報の収集、伝達

ア 情報の伝達系統

航空機事故が発生した場合、次の伝達系統により、事故情報が伝達される。



(2) 避難指示

事故が発生した場合は、村又は警察署は、避難指示を行う。

(3) 安否情報の提供

航空会社、村、県及び警察署は、死亡者、行方不明者等の個人に関する情報を把握し、安否情報として提供する。なお、必要により報道機関の協力を得て、広報する。

乗客の家族等への情報提供は、航空災害に関わる航空会社が迅速に行う。

(4) 広報活動

ア 関係機関の連携

広報活動を行うにあたっては、県、村、県警察、航空会社、防災関係機関及び報道関係機関等は連絡、調整を密にし、被害状況、応急対策及び避難指示の情報を的確、迅速に伝えるように努める。

イ 乗客の家族等への情報提供

乗客の家族等への情報提供は、航空災害に関わる航空会社が迅速に行う。

ウ 周辺住民、乗客等への広報

県、村、航空会社は、航空災害の状況、安否情報、交通情報等、ニーズに応じた情報の広報を行う

2 応急活動の実施

村、消防本部、県、警察署及び医療機関等は、事故の状況等に応じ災害対策本部等を設置し、必要により現地に合同の対策拠点を設置する等、連携を図り迅速かつ的確な応急活動を行う。

国の現地災害対策本部が設置された場合は、相互に連携して応急活動にあたる。

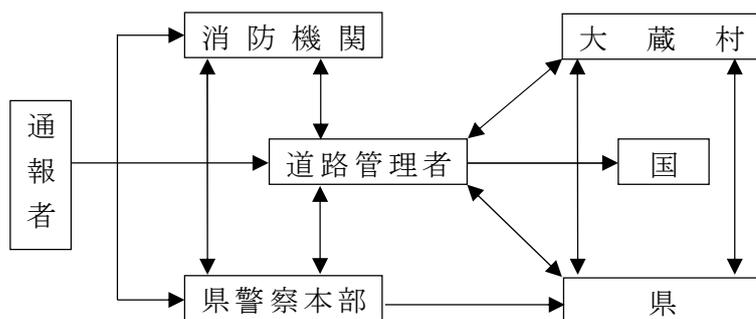
第6節 道路災害対策計画

道路上における大規模な交通事故に伴う災害が発生した場合に、迅速に救急救助活動を行うとともに、二次災害の発生等、被害の拡大防止のために、道路管理者、県警察、消防機関等が実施する災害応急活動について定める。

村	本部事務局、地域整備部
関係機関	県、新庄警察署、最上広域市町村圏事務組合消防本部

1 被害情報等の伝達

- (1) 大規模な道路災害が発生した場合、村は、被害状況の調査を行い、県に報告する。
- (2) 道路管理者、警察署及び消防本部のうち通行者からの通報又は自らのパトロール等により道路災害の発生を覚知した機関は、直ちに関係機関に通報する。
- (3) 災害の発生を覚知した消防本部は、直ちに県（防災危機管理課）及び事故発生現場を所轄する村に連絡する。



2 活動体制及び広域応援体制の確立

- (1) 災害対策本部等の設置

道路管理者、県、村並びに関係機関等は、事故・災害の状況により、必要に応じ各組織内に災害対策本部の設置等、必要な体制を確立するとともに、緊密な連携に努める。
- (2) 広域応援要請

県及び村は、事故・災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる場合には、国、他都道府県及び他市町村等に対して応援を要請する。
- (3) 自衛隊派遣要請

村長は、事故・災害の規模や収集した被害情報等から判断し、必要があると認められる場合には、県知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

3 応急対策の実施

- (1) 被害拡大防止措置

道路管理者は二次災害防止のため次の措置を講ずる

 - ア 通行禁止又は制限

道路管理者は、事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認め

られる場合は、区間を定めて管理する道路の通行を禁止又は制限する。

警察官は、道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは必要な限度において道路交通法に基づき一般車両の通行禁止等の交通規制を行う。

道路管理者は、道路の通行を禁止した場合、迂回路を確保する等、円滑な道路交通の確保に努める。

イ 道路利用者及び一般住民等への広報

道路管理者は、道路の通行禁止等の措置を講じた場合は、直ちに県警察、関係機関及び道路交通情報センター等へ連絡し、報道機関を通じて又は広報車の利用、道路情報提供システム等により広報を行う。

(2) 消火及び救助に関する措置

ア 消防本部は、救助・救出活動を行うほか、火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

イ 道路管理者は、村等の要請に基づき負傷者等の救助・救出及び消火活動の実施のため、必要な協力を行う。

(3) 危険物の流出等に対する応急対策

危険物の流出が認められるときには、消防、県警察及び道路管理者は、流出した危険物の名称、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、相互に連携して防除活動にあたる。

ア 二次災害の防止

(ア) 消防本部等は流出した危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災、健康被害及び環境汚染等の未然防止に必要な措置を講ずる。

(イ) 流出した危険物により飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者等は水道水取水施設管理機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。

(ウ) 有害物質が河川等、公共用水域、地中及び大気中に放出された場合、河川管理者及び保健所等は必要に応じて環境調査を実施する。

イ 住民の安全確保

村及び警察署等は、危険物による被害が周辺に及ぶおそれがある場合は、住民の避難誘導及び火気の使用制限措置を講ずる。

第7節 林野火災対策計画

第1 林野火災予防計画

自然環境と森林資源及び村民の生命財産を林野火災による被害から守るために、村、県、国及び林野関係機関が実施する災害予防対策について定める。

村	本部事務局、産業振興部
関係機関	山形森林管理署最上支署、県、最上広域森林組合、最上広域市町村圏事務組合消防本部、大蔵村消防団

1 火災予防体制の整備

(1) 体制等の整備

村、県、国、森林組合及び林野所有者等は、次により林野火災予防に必要な体制等の整備に努める。

ア 監視体制の整備

林野の管理者は、森林保護を兼ねた監視所・見張り所等の設置や、林野内の住民等に林野の監視、事故通報等を委嘱する等、監視体制の整備に努める。

イ 防火樹帯・防火線の整備

林野所有者等は、尾根、森林区画等を利用し、耐火樹、防火樹からなる防火樹帯を整備するとともに、地形、水利状況等を考慮して防火線を設けるよう努める。

防火線は、定期的な刈り払い等により適切な維持管理を行い、延焼防止機能の維持に努める。

ウ 林道（防火道）の整備

村、消防本部及び消防団は、消防用車両の通行に支障が無いよう、林道（防火道）の適切な維持管理に努める。

エ 消防水利の確保

村及び消防本部は、消防水利を確保するため、防火水槽の一層の整備を推進する。また、防災関係機関は、河川及び砂防・治山関係施設等の整備にあたっては、消火作業に使用する際の利便性に配慮した構造とするよう努める。

オ 消防施設等の整備

村及び消防本部は、国の支援措置を活用する等により、林野火災用消防施設等の整備に努める。

(2) 林野内及び周辺地域での火気使用の指導等

ア 火入れ許可

村長は、森林法第21条に基づき火入れを許可する場合には、消防本部と十分協議し、火災予防に関する指導を徹底する。

また、火入れ場所が他の市町村に近接する場合には、当該市町村に通知する。

イ 火気使用施設への指導

消防本部は、森林内及びその周辺に所在する民家、山小屋、キャンプ場等の管理者に対して、火気の使用について適宜、査察や指導を行う。

(3) 危険気象等に対する警戒

ア 通常の警戒

林野の所有者、管理者及び消防本部等は、気象条件により林野火災が発生するおそれがある場合には、林野の巡視、監視等を強化する。

また、周辺住民、入林者等に対し火気使用に関する注意を喚起するとともに、火災発生防止に努める。

イ 火災警報発令と警戒

村長は、気象台から火災気象通報が発表されたとき又は気象の状況が火災予防止危険と認めるときは、火災に関する警報を発令して住民、入林者等に対し周知するとともに、屋外での火気使用の制限、消防本部の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。

2 防火思想の普及

(1) 一般住民に対する啓発

村、県、森林管理署その他林野関係機関は、連携して広域的かつ総合的な林野火災防止運動を展開し、登山、観光及び保養等の森林利用者のマナー向上とその定着を図る。

また、出火は行楽期等一定期間に集中していることから、出火危険期は火災予防の強化期間とし、新聞、テレビ及びラジオ等により啓発を行うとともに、登山口や林野内の道路等にポスター、立て看板及び標識板等を設置して注意を喚起する。

(2) 地域住民、林野関係者等に対する指導

ア 山火事防止対策連絡会議等の開催

村、県、森林管理署その他の林野関係機関は、山火事防止のための連絡会議等を適宜開催し、予防対策や火災発生時の対処等基本的事項等について確認し、その徹底を図る。

イ 地域での指導の徹底

村は、林野内に立ち入る機会の多い地域住民に対して、林野火災防止に関する講習会を開催する等により、防火思想の徹底を図る。

ウ 職場での指導・啓発

林野関係事業者等は、消防本部の協力を得る等により、職場で林野火災防止に関する講習会を開催し、その職員等に林野火災防止対策や火災発生時の措置等について周知徹底する。

3 消防体制等の整備

(1) 消防体制の整備

ア 消防出動計画の策定

消防本部は、当該管轄地域の地勢、植生及び気象等を勘案し、林野火災を想定した出動計画を消防計画に定める。

イ 林野火災防ぎょ図の整備

消防本部は、林野火災の特性及び消火活動上必要な事項を網羅した林野火災防ぎょ図を整備する。

なお、必要に応じ、管轄区域以外の林野地域についても、その管轄する消防本部と協議のうえ、所要の事項を表示する。

ウ 自衛消防体制の整備

林野管理者等は、林野火災が消防車両の進入が困難な場所で発生する機会が多いことを考慮し、自衛消防隊を組織する等により、初期消火体制の整備を図る。

エ 広域応援体制等の整備

県及び村は、県内外の消防機関との広域的な応援体制や森林管理署、県警察、自衛隊その他の機関との協力体制を整備し、火災発生時に効果的な消防活動が展開できるよう、平時から情報交換等に努める。

(2) 消防資機材の整備

県、村及び林野関係機関は、林野火災に対する火災防ぎょ活動に必要な資機材の整備、充実に努める。

(3) 消防水利の確保

村、消防本部は、火災防ぎょ活動時に必要な消防水利を確保するため、防火水槽の整備を図るほか、河川、湖沼等の自然水利や砂防ダム等の水源として利用できる施設等を調査し、消防水利マップを作成する等、消防水利の一層の整備を図る。

(4) 林野火災防ぎょ訓練の実施

県、村、その他の林野関係機関は、林野火災発生時における相互の協力体制の整備と火災防ぎょ技術の向上を図るため、毎年訓練の実施に努める。

第2 林野火災応急対策計画

林野火災の発生に対し、迅速かつ効果的な消防活動によりその延焼を最小限に食い止めるために、森林所有者・管理者、地域住民、消防機関、県その他関係機関が連携して実施する消火・救助活動について定める。

村	本部事務局、産業振興部
関係機関	山形森林管理署最上支署、県、最上広域市町村圏事務組合消防本部、最上広域森林組合、大蔵村消防団

1 出火の発見・通報

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに関係消防機関に通報しなければならない。

また、発生した火災が初期であり火勢が弱い場合には、発見者は自身に危険が及ばない範囲で初期消火にあたる。

2 消火・救助活動

(1) 火災防ぎょ活動

ア 地上での消火活動

村、消防本部、森林管理署及びその他の林野関係機関等は、相互に連絡を密にし、それぞれの消防計画に定めるところにより、一致協力して消火活動を行う。

イ 空中消火活動

村は、地上での消火活動では消火が困難であり、ヘリコプターによる空中からの消火の必要があると認めるときは、県に対して、消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

ウ 要救助者の救助

消防本部等は、火災現場に負傷者や退路を断たれる等逃げ遅れた者がある場合には、火災及び周辺の状況から、最も確実かつ安全な方法により、他に優先して人命救助活動を行う。

(2) 現地指揮本部の設置

大規模な火災の場合等は、村のほか、関係市町村、県、県警察、陸上自衛隊の派遣部隊等、多数の機関が消火・救助活動に従事することから、当該消防本部の消防長は、これら機関相互の連絡調整を行い、消火・救助活動を統一的に実施するため、必要に応じ現場近くに現地指揮本部を設置する。

3 避難・誘導

(1) 森林内の滞在者の退去

村、警察署、消防本部は、林野火災発生時の通報を受けたときは、直ちに広報車等により火災発生周辺地域に広報を行い、登山者等の森林内滞在者に速やかな退去を呼びかける。

また、道に迷った者等に遭遇したときは、安全な避難経路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。

(2) 住民の避難

村は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対して避難指示を行い、警察署等と協力して住民を安全に避難させる。

特に、要配慮者の避難誘導については、本人、家族及び福祉・防災関係者により事前に避難支援プランを作成のうえ避難支援者をあらかじめ決めておくとともに、高齢者等避難を発令する等、時間に余裕をもった避難誘導を行う。

4 応援要請

村又は県は、火災が大規模の場合等に、その消防力をもっては火災の鎮圧等が困難と認めるときは、次により関係機関に応援要請を行う。

(1) 県広域消防相互応援協定

消防本部は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づき、他の市町村等に対して応援を要請する。

(2) 緊急消防援助隊等

県は、消防庁に対して、大規模特殊災害時における広域航空消防応援及び緊急消防援助隊の出動を要請する。

(3) 自衛隊災害派遣出動

村長は、知事に対し自衛隊の災害活動派遣要請を依頼する。知事は、依頼を受けたときは自衛隊に対して派遣要請を行うとともに空中消火資機材の手配を行う。

5 鎮火後の措置

消防本部は、鎮火後においても当分の間、再燃に備えて監視・警戒を行う。

林野の管理者等は、焼失した林地の崩壊等を防止するため、速やかに植林や治山工事を実施する等、二次災害防止措置を講ずる。

第8節 原子力災害対策計画

第1 総則

1 計画の目的

県内には、原子力施設がなく、また、女川原子力発電所及び福島第一原子力発電所から県境まで最短で約77キロメートル、福島第二原子力発電所からは約84キロメートル、柏崎刈羽原子力発電所からは約105キロメートル離れており、隣接県に立地する各原子力施設に関する「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）」にも含まれていないものの、隣接県の原子力発電所において大規模な事故等が発生した場合には、村内にも少なからぬ影響があると考えられる。

これら原子力発電所から放出される放射性物質及び放射線が異常な水準に達し、県境を越えて拡散した場合には、住民に心理的動揺や混乱が生じるとともに、放射性物質が住民の生命又は身体に影響を及ぼすおそれがあることから、日頃からこれらの事態を想定し、情報伝達訓練や環境監視等の予防対策、監視強化、屋内退避・避難誘導等の応急対策等、住民の安全・安心を確保するため必要な対策を講ずる必要がある。

このことから、本節は、山形県地域防災計画に基づき、原子力災害（隣接県の原子力発電所における大規模な事故及び放射性物質の輸送中に発生した事故により放射性物質が大量に放出される災害）に関し、予防計画、応急計画及び復旧計画を定め、総合的かつ計画的な対策を講じることによって、住民の健康を保護するとともに、不安を解消し、安全・安心な生活を確保することを目的とする。

2 計画において尊重すべき指針

原子力災害対策における専門的・技術的事項については、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」（平成24年10月策定）を十分に尊重する。

3 計画の前提となる緊急事態が想定される原子力発電所

隣接する宮城県、福島県及び新潟県には、女川原子力発電所、福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所が所在している。

第2 原子力災害予防計画

原子力災害による被害並びに住民の健康の保護及び不安の軽減を図るために、県及び村等が実施する平常時における原子力災害予防対策について定める。

村	本部事務局
関係機関	県

1 活動体制等

県及び村は、平常時から実施体制や実施方法等を記載したマニュアルを策定する等、各々の役割に応じて活動体制を整備するとともに、防災知識の普及等の活動にあたる。

なお、県が策定した「原子力発電所の事故等に係る初動対応マニュアル」に基づき、緊急時の情報連絡等を行う。

2 モニタリングの実施

県は、県内における放射線及び放射性物質の状況を把握するため、平常時から空間放射線並びに環境試料、水道水及び食品中の放射性物質のモニタリング（以下「モニタリング」という。）を行う。

村は、空間放射線に係るモニタリングを実施するための機器の整備に努めるとともに、県が実施するモニタリングに協力する。

3 防災体制の整備

(1) 通信連絡体制の整備

村は、住民に正確な情報を迅速に伝達するため、緊急時における同報系防災行政無線、広報車等、広報のための設備及び機器の整備を推進する。

(2) 避難等の体制の整備

県及び村は、国が示す緊急事態の初期対応段階の区分に応じた注意喚起・避難等の体制を整備する。なお、情報連絡、住民等の屋内退避・避難等については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、これらを活用することで効率的かつ実効的に実施する。

ア 県及び村は、隣接県の原子力施設に係る警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態であり、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同じ。）等に応じた住民への注意喚起体制を整備する。

イ 県及び村は、隣接県の原子力施設に係る全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態であり、原災法第15条第1項の規定による原子力緊急事態宣言に係る事象をいう。以下同じ。）における注意喚起及び屋内退避が的確かつ迅速に実施されるよう、屋内退避指示、情報伝達方法等を記載した屋内退避に関するマニュアルを策定する。

(3) 防災訓練等の実施

県及び村は、緊急時通信連絡訓練、住民に対する情報伝達訓練等を定期的実施する。

4 防災知識の普及等

(1) 放射線に関する知識の普及

村は、県と協力して、放射線に関する正しい知識の普及と啓発を行う。

- ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- イ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ウ その他必要と認める事項に関すること

(2) 原子力災害に関する防災知識の普及

ア 防災広報

村は、県及び関係機関等と協力して、原子力災害に関する防災知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

- (ア) 全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要に関すること
- (イ) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (ウ) 緊急時における県や国等が講じる対策の内容に関すること
- (エ) 緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること
- (オ) 原子力災害時に住民がとるべき行動及び留意事項等に関すること
- (カ) その他必要と認める事項に関すること

イ 防災教育

県及び村の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

第3 原子力災害応急計画

原子力災害による被害を軽減するため、隣接県等の原子力施設で大規模な事故が発生した場合に、県及び村等が実施する緊急時における原子力災害応急対策について定める。

村	本部事務局、健康福祉部、産業振興部
関係機関	県

1 モニタリングの強化及び対応

(1) 緊急時におけるモニタリングの実施

県は、環境放射線の状況に関する情報収集、O I L (※) に基づく防護措置の実施の判断、原子力災害による住民等と環境への放射線影響把握のため、隣接県の原子力施設における施設敷地緊急事態の段階からモニタリングの準備を開始するとともに、全面緊急事態の段階において、平常時におけるモニタリング体制から緊急時におけるモニタリング体制に切り換える。

また、モニタリングは、別に定めるモニタリングマニュアルに従って行う。

なお、モニタリングの実施に際しては、国、関係地方公共団体、原子力事業者が公表するモニタリング結果、放出源の情報、気象情報等を参考にする。

※O I L：原子力災害発生時の防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル

ア 緊急時におけるモニタリング

(ア) 空間放射線モニタリング

県及び村は、初期段階においてはO I Lによる防護措置の判断に必要な空間放射線量率の測定を重視する。施設敷地緊急事態の段階において測定地点を決定し、全面緊急事態の段階において、モニタリング機器によるモニタリングを強化する。

(イ) 放射性物質の検査

県は、空間放射線モニタリング結果及び国の指示等を踏まえながら、環境試料、食品・水道水等の放射性物質の検査を行う。

イ モニタリング結果の公表

県は、緊急時におけるモニタリングの結果について、県のホームページにポータルサイトを立ち上げるとともに、報道機関にプレスリリース等を行うことにより迅速に公表する。結果については市町村に情報提供を行う。

(2) 基準値超過食品の流通防止措置

ア 県は、県内流通食品の放射性物質検査の結果、当該食品に含まれる放射性物質が食品衛生法で定める基準値（以下「基準値」という。）を超えた場合は、当該食品の廃棄・回収等の措置を講じるほか、加工食品が基準値を超えた場合は、原因を調査し、必要に応じ原料の生産地におけるモニタリング検査の強化等の対策を講ずる。

イ 県は、緊急時におけるモニタリングの結果、県産農林水産物等の放射性物質濃度が、O I Lや基準値を超えたこと等により、国の原子力災害対策本部から摂取制限・出荷制限の指示を受けた場合、関係市町村、関係事業者及び県民に対し摂取及び出荷を差し控えるよう要請する。

ウ 村は、県から摂取及び出荷制限の要請を受けた場合、農林水産物の生産者、関係事業者及び住民等に対し摂取及び出荷を差し控えるよう周知する。

(3) 水道水の摂取制限等の措置

ア 村は、水道水の放射性物質検査の結果、OILや管理目標値を超えた場合には、直ちに浄水場及び水道原水中の放射性物質濃度及び濁度の検査結果並びにろ過設備の運転状況に基づいて超過原因を究明するとともに、その旨を水道利用者に周知する。

また、管理目標値を超える状態が長期間継続することが見込まれる場合は、他の水道水源への振替、摂取制限等の措置を講じ、その旨を水道利用者及び関係機関に周知する。浄水中の濁度が水道水質基準を超過する等の衛生上の問題が回避できない場合には、給水停止の措置を講ずる。

なお、原子力緊急事態宣言が発出され、原子力災害対策本部が設置されている間については、同本部の指示又は厚生労働省からの要請に基づいて摂取制限を行う。

イ 県は、水道事業者に対し適切な措置を講ずるよう要請する。また、国及び県は、必要に応じて水道事業者に対する給水停止命令等の措置を講ずる。

2 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

県は、隣接県の原子力施設に係る緊急事態の初期対応段階の区分に応じた防護活動を実施する。

(1) 警戒事態及び施設敷地緊急事態の際の住民への注意喚起

県及び村は、原子力災害による本県への影響が懸念される場合に、住民の不安を解消し正しい情報に基づき適切に対応してもらうため、屋内退避の指示が出された場合の留意事項について、早い段階から周知を図り、住民に対して注意喚起を行う。

(2) 全面緊急事態の際の住民への注意喚起及び屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

県及び村は、本村への影響が懸念される場合に、早い段階から注意喚起を行うとともに、本村に対して原災法第15条第3項の規定に基づく指示があった場合には、住民に対して屋内退避等の指示を行う。

なお、原子力緊急事態(※)が発生した場合には、原災法第15条第3項の規定及び原子力災害対策指針に定める基準に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、住民等に屋内退避や避難に関する指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

※原子力緊急事態：原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態

ア 県は、内閣総理大臣からの指示があった場合には、住民に対する屋内退避又は避難指示を次の情報伝達の方法により行う。また、屋内退避準備又は避難準備の情報伝達についても同様とする。

(ア) 報道機関に対する緊急放送等の要請

(イ) 防災行政無線による広報

(ウ) 広報車等による広報

(エ) 学校、保育所、病院、社会福祉施設等、特に屋内退避に当たり配慮を要する者を対象とする施設に対する伝達

(オ) 鉄道事業者、バス事業者の協力による広報

イ 県は、市町村の区域を越えた広域避難を要する市町村が生じた場合は、必要に応じて避難先、移動手段、移動経路等の広域避難に関する事項について調整を行う。なお、県外への広

域避難が必要な場合は、県が避難先都道府県と協議し調整を行う。

調整に際しては、特に入院患者等避難行動要支援者の避難方法、避難先等について配慮するものとし、移動が困難な者については、屋内退避も検討する。

ウ 村は、内閣総理大臣又は知事から屋内退避又は避難指示を受けたときは、要避難者を把握し、避難先の指定を行ったうえで、あらかじめ定めた手順により、住民を屋内退避又は避難させる。

エ 県は、避難者の収容対策として、様々な手段により応急的な住宅を確保し、暫定的な住生活の安定を図る。

オ 新型インフルエンザ等感染症の流行下において避難を行う場合には、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生等の感染対策を実施する。

3 原子力災害医療活動等の実施

県は、事故発生地域からの避難者の健康相談に応じるとともに、必要に応じて避難退域時検査や簡易除染を行う。

なお、県は、避難退域時検査の結果、専門的診断及び治療が必要と判断される場合には、原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院等に移送すべく対処する。

4 住民への情報伝達等

(1) 広報及び指示伝達

県及び村は、住民に対して、テレビ、ラジオ等による緊急報道や県のホームページ等、様々な広報媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、住民の行動に関する必要な事項の指示を行う。

また、情報提供にあたっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮する。

ア 事故の概要

イ 災害の現況

ウ 放射線の状況に関する今後の予測

エ 県及び関係市町村並びに防災関係機関の対策状況

オ 屋内退避、避難等、住民のとるべき行動及び注意事項

カ その他必要と認める事項

(2) 住民相談の実施

県は、状況に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等、必要な相談窓口を設置し、住民からの様々な相談、問い合わせに対応し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努める。

5 自治体の区域を越えた避難者の受入れ活動

自治体の区域を越えた避難者の受入れ等活動については、震災時の広域避難計画に準ずる。

また、避難指示に基づかない自主避難者については、県及び村が連携して受入活動にあたる。

第4 災害復旧計画

生活の早期安定を図るため、原子力緊急事態解除宣言が発出された後における放射性物質による汚染の除去等や各種制限措置等の解除について定め、事態の収束後における早期復旧を目指す。

村	本部事務局、健康福祉部、産業振興部
関係機関	県

1 制限措置等の解除

(1) 各種指示の解除

県は、緊急時モニタリングによる測定結果等に基づき、国の派遣する専門家等の助言を踏まえ、住民への放射性物質による影響の懸念がなくなったと認められるときは、関係市町村に対し避難等の指示を解除するよう指示する。

村は、住民に対しその旨を伝達する。

(2) 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリングによる測定結果等に基づき、国の派遣する専門家等の助言を踏まえ、住民への放射性物質による影響の懸念がなくなったと認められるときは、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制等の解除を関係機関に対し指示する。

また、県は、解除実施状況を確認する。摂取及び出荷制限を指示された農林水産物等については、県が管理計画を作成するとともに、国に対して制限の解除を要請する。

2 モニタリングの継続及び汚染の除去等

(1) モニタリングの継続

県は、原子力緊急事態解除宣言後においても、必要に応じてモニタリングを継続して行い、その結果を速やかに公表する。

(2) 放射性物質による汚染の除去等

県は、モニタリングにより基準又はOILを超える空間放射線量率が確認され、住民の健康に影響を及ぼすおそれがある場合には、国、関係市町村、原子力事業者その他防災関係機関とともに、放射性物質に汚染されたものの除去及び除染作業等、状況に即した適切な措置を講ずる。

(3) 健康に関する相談への対応

県及び村は、住民等からの心身の健康に関する相談に応じる。

3 風評被害の軽減及び損害賠償請求等

(1) 風評被害等の影響の軽減

県は、国、市町村及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するため、県産農林水産物や県内企業が製造する製品等の適正な流通の促進と観光客の減少の防止のための広報活動等必要な対策を行う。

(2) 損害賠償の請求等

県及び村等は、将来の損害賠償請求等に資するため、原子力災害に伴い発生した業務及びその経費について諸記録を作成・保存する。